



Title	資本主義ロシアにおける労働市場
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 14(3), 97-150
Issue Date	1964
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31126
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(3)_P97-150.pdf



資本主義ロシアにおける労働市場

荒 又 重 雄

ま え が き

本稿は、ロシア労働者状態史研究の一環として、労働市場の状態の変化を、革命前のロシアについて通観しようとするものである。労働力の商品化こそが資本主義のもっとも本質的内容をなすとすれば、ロシアに労働市場があったということと、ロシアに資本主義社会があったということとは、同義であるともいえるが、ここでは労働市場をもっと狭い意味にとる。すなわち、ここでは、労働力商品の交換過程、ないし流過程に固有な諸問題をあつかう。労働力の価格がどのように実現されているかの問題は、別稿「資本主義ロシアにおける賃金」があるので、ここでは部分的にしか扱かわない。労働力の消費過程や、直接的再生産過程も扱かわない。固有な労働市場の問題として残るのは、労働力商品化の条件であるいわゆる「二重の自由」の程度、労働力の流動、雇傭形態、等である。

ところで、資本主義ロシアにおける労働問題に関連する研究は、戦後のソヴィエト・ロシアにおいて、主として次の三つの観点からなされているように思われる。すなわち、第1は労働者階級の形成史（формирование рабочего класса）であり、第2は労働者階級の状態（положение рабочего класса）であり、第3は労働運動（рабочие движение）である。第3はさておき第1と第2についてみるならば、「形成」ということと「状態」ということとをどのように概念的に区別しかつ関連させて考えるか、といった方法的問題が必ずしも十分に反省され自覚されているとは思われない。「形成」についてみれば、しばしばその内容は、世界最初の社会主義革命をなしとげたロシアの労働者階級の中核たる恒常的労働者群がどのように量的に拡

大してきたかを追跡するに止まることが多く、また「状態」についてみれば、しばしばその内容は、主として1890年代の資料によって、社会主義革命前のロシアの労働者階級の物質的生活条件がいかに非人間的なものであったかを訴えるべく、事実を列挙するに止まることが多いのである。

われわれはロシアの労働者状態を歴史的に構造的に把握したいと考えている。そのためには、「形成」を労働者状態史の一環にくみこみ、かつ、「状態」を歴史的な変化の過程として把えなくてはならない。ソビエトの研究者の研究においてやや分離されている「形成」と「状態」を結びつけ、ソビエトの研究の成果を一層有効にわれわれの研究に利用するためには、前記の労働市場の観点を導入するのが一定の効果をもつであろう

第1節 国民的労働市場の萌芽

ロシアの農奴制度は17世紀に完成をみるとされているが、一方、商品流通の発展は同じく17世紀にはば国内市場の統一の条件を形づくったとされている。農奴制度それ自体は、労働力商品化を排除するものであるが、商品流通の発展、それにとまなう商品生産の展開とともに、労働力の商品としての売買が農奴制度の各処の破れ目より発生してくる。浮浪人、無宿人、罪人、逃亡農民、没落した手工業者、退役兵士、「兵士の子供」など、農奴制度の中に充分にくみこみえない諸要素が、労働力売買という関係の発生源の一つであったことが、ロシアについても指摘されている。¹⁾とはいえ、このような要素のみをもってしては、労働力売買は決して大量的現象となりえないし、したがって市場としては成立しにくい。また、統一的国民的労働市場の萌芽をたどるためには、購入された労働力が生産的に消費されるごとき状態を主としてあたまにおかなくてはなるまい。その点を考慮に入れるならば、注目せねばならぬものとして第1に、国有地農民および地主領貢租農民の出稼ぎ、第2に、種々の方式でマニュファクチュアに農奴的に緊縛された隷属労働者の労働が浮び上がってくる。

まず前者についてみると、商品流通の発展とともに、とくに土地の少ない

地味のやせた非黒土地帯では、農民は農業をすててより有利な農業外営業にうつろうとする志向を示し、地主は農民からより多くの貢租を取上げるために農民による農業外営業を奨励する志向を示した。農民の営業活動の中で、一定の階層分化が生れ、貧農は農業経営を捨てて「てまかせぎ」をもとめ、出稼ぎをはじめた。1778年のヤロスラヴリ県では男子の20%が、1799年のモスクワ県では男子の10%が出稼人として旅券をうけていた。²⁾ 彼ら出稼農民が他地方に出て工場主その他の雇主と自由な契約を結び労働力を販売するならば、そのかぎりにおいて、ここには労働市場が成立しているといえる。しかも、商品流通の発達とともに、出稼農民の行動半径が拡大してゆけばゆくほど、それは国民的労働市場に接近するであろう。「農奴が他地方に出て工場労働等に従事する場合には、殆んど自由労働者とかわらぬ様な気分になりえたのである」。³⁾ とはいえ、出稼農民は、自己の出身の村落との関係において、および自己の領主との関係においてはあくまでも農奴的農民であった。彼らは多かれ少なかれ土地所有者に隷属しており、土地に緊縛されている。彼らが部落をはなれて他の土地へ働きにゆく場合には、連帯責任によって租税や貢納を負担している家族および共同体の同意を得、その上で領主の承認をうけなくてはならない。出稼ぎが許可された場合にも、旅券制度が彼を村に結びつけていた。彼は部落の成員たる資格を失わないから、いつでも土地の割りあてをうけて農民にもどることができた。⁴⁾ したがって、農奴的農民のつくり出す労働市場は、非常に制約をうけたものであり、その発展にはあらかじめ制限の付されたものであったといえる。そのいみで、大量的な現象であるとはいっても、やはり農奴制度のわれ目に咲いた花であった。農奴的農民の出稼ぎ先での状態をさして、「自由労働者」と区別した「自由雇傭労働者」という語があてられている。

自由雇傭労働者のつくり出す労働市場は、単に量的に拡大を妨害されていたのみならず、農奴制によって内容的にも浸潤されざるを得なかった。非常にしばしば、労働者本人の契約ではなく、領主の契約により賃金の前払分が天引された上で送り出されたり、あるいは、税の滞納を整理するために郷役

場に半強制的に命じられたりする場合があった。さらに、領主は、雇傭契約期間の終らぬうちに農民を出稼地より召還することがあった。⁵⁾ こうしたことが、一定の限度をこえたときには、自由雇傭労働者をカーバラにかえる。労働市場は、農奴制に浸潤されて農奴労働力ないし債務奴隷労働力の市場に変質する。さらに、前借金その他が一定の量をこえると、労働力は雇主に緊縛され、労働市場は形式的なものにかわり、労働力の販売者は自由を完全に失なって隷属労働者に変質することもおこる。

次に、農奴的隷属労働者についてみよう。これは、単純協業あるいはマニユファクチュアを資本主義的にではなく農奴制的に組織することによって生れた、ロンヤに特徴的な農奴制マニユファクチュアに働く労働者のことである。マニユファクチュア内における労働がここでは賦役労働の一種として遂行される。そのいみで最も典型的なものは、一週のうち一定日数を「工場」で働き、のこりを野良で働くプラート・ナ・プラータの制度であろう。ここでは、農奴制マニユファクチュアの発生発展の必然性、農奴制マニユファクチュアの種類などを論ずることは必要ない。当面の問題に関連して次のことが指摘されればたりる。すなわち、農奴隷属労働者は、生産力の面より観察するならば、資本主義的マニユファクチュアに働く労働者との共通性を多くもつものであるけれども、生産関係の面より観察するならば、これは決して労働力の販売者ではなく、したがって賃金労働者とは異質のものであるという点⁶⁾が第一である。農奴的隷属労働者、工場緊縛労働者の存在は、それ自体で労働市場の存在を示すものでは決していないのである。

しかしながら一方、マニユファクチュアという生産力水準の上では、基幹労働者部分は次第に農業と分離してこざるを得ない。もっぱら「工場」で働く職工（Мастеровый）層が形成されてくる。彼らが、食糧その他の生活用品を現物で労働量との関連もなしに与えられることにより飼育されるならば、これは奴隷への逆行であるけれども、一定の生産力水準の上では、能率のよいものへのプレミアムの発生、必要生活手段の支給の一部または全部の貨幣形態への移行がおこる。これは、強制労働の内部に、労働市場の個々の

要素が萌芽的にあらわれてきていることを示すものであろう。これが第1の点である。これらの要素の成長は、「工場」への緊縛という基礎条件そのものをゆるがすにいたるであろう。

また、基幹職工の分離とともに、補助労働部分は、近辺農民の臨時的に行なうものとなり、彼らは、農村労働者 (сельский работник) となる。彼らの労働もまた賦役としてはじまるけれども、マニユファクチュア全体としての価値関係をとおしての運動形態がつよまるなかで、わずかながらも貨幣による対価の支払が生れ、発展し、労働市場の萌芽を形づくるにいたるであろう。

さて、上述したように、自由雇傭労働者のつくり出す市場が、直ちに全き意味で労働市場といえぬところがあり、また、隷属的労働者の労働の中にも、労働市場への萌芽的要素があるとはいえ、全体的に総括的にみた場合には、労働市場の発展の指標として、自由雇傭労働者と農奴的隷属労働者との量的比率の変化をとり上げることが、一定の正当性をもつてであろう。第1表にみるように、19世紀前半ともなれば、製造工業に従事する労働者数の中で、自由雇傭労働者の占める割合が急速に増大しつつある。この統計には鉱業が入っていないし、その鉱業では強制労働をなす隷属労働者の割合が多かったということもあるが、同時に、この統計には、非合法の農民的マニユファクチュア、ないし農民の小営業の中に雇傭される労働者（もちろん自由労働者）も入っていない。したがって、全体の傾向を知るいみでは信頼しうるものであろう。

第1表 隷属労働者と自由雇傭労働者との相互関係

年 次	全 勞 働 者 数	自由雇傭労働者の比率 (%)
1769	45,700	39 %
1804	95,200	47 %
1820	179,600	58 %
1825	210,600	54 %
1860	565,000	87 %

この傾向がなぜおこったかは、産業構造の変貌をともなう、商人マニユファクチュア、官営マニユファクチュア、地主マニユファクチュアそれぞれの栄枯盛衰をもって説明されている。すなわち、官営マニユファクチュアや地主マニユファクチュアには隷属農民が多く利用されていた。羊毛工業・鉱業・製糖業などは、官営および地主マニユファクチュアの支配下にあった。しかし、当時の最新の生産力を代表する綿工業については、強制労働をもってする官営および地主マニユファクチュアは、自由雇傭労働者をもってする商人マニユファクチュアを圧倒することができなかった。すなわち、強制労働に付される隷属労働者の労働意欲は低く、新しい生産力をめぐる競争で自由雇傭労働者の労働にくらべて経営主にとって不利であった、とするのである。

以上のような生産力の問題およびそれにもとづくマニユファクチュア間の競争の問題が、自由雇傭労働者と隷属労働者の間の量的比率の変動をみちびく主要な要因であったことはおそらく正しいのであろう。しかし、その他にも、この変動をみちびく役割をはたした労働市場固有の要因もあったと思われる。さらには、上述したように、ロシアにおける労働市場の萌芽の成長は、決して自由雇傭労働者と隷属労働者との量的比率の変動のみで把握つくされるものではない。われわれは以下に、さらに立ち入った資料の検討により、農民改革前の時期の労働市場の状態と、その基本的発展傾向とを吟味してみよう。

萌芽期の労働市場が主として農民の出稼ぎによって成立していたとすると、そのことはすなわち、労働力の地域的流動の範囲が当初よりかなりひろかったということをいみする。1814年のモスクワにあった労働者の大部分は、家族を農村においた出稼ぎであったし、⁷⁾ 南部の草原地方や集約的甜菜地方で農業労働者を使用したのも、その地方で農奴が足りずに他地方から労働力を吸引する必要があったからのことであった。⁸⁾ 未発達でしかも地域的に広汎圏をしめる市場には必ず商人資本的な要素が発生する。18世紀から19世紀前半にかけてのウラルの私有工場をめぐる労働市場の例でみると、労働

市場において労働力の販売者と購買者を媒介する形式としては次の三つがあったとされる。すなわち、第1、郷役場を介して税の滞納者を雇傭する、第2、文書公示によって農村ですでに喰いつめているものを募集する、第3に、特別の代理人、あるいは募集人を介して募集する、彼らは農民に税支払のために必要な貨幣をあらかじめ貸しあたえ、その上で工場に引率する。⁹⁾ 一見してわかることは、農民が市場関係を充分に利用しえないでいること、「工場」側が募集人一郷役場の線を利用して労働市場を有利に開拓していることである。出稼農民の側から積極的に労働市場を開拓しようとする場合にも、そこには別の商人資本的独占の障害がひかえていた。たとえば、1840年の内務省報告によると、オデッサへ「てまかせぎ」に2カ月以上の期間出稼にくるものが毎年16,000人いたとあるが、一方、オデッサの労働市場の中で主要なものであった港湾労働市場は、請負人＝仲介人たちによって完全に独占されていた。¹⁰⁾ 土工・曳船人夫たちは、しばしばアルテリという自主的集団をつくり、アルテリ全体として請負人と契約を結ぶことも多かったとされる。¹¹⁾ しかしそれは、自主的な労働市場組織となるよりは、アルテリの長老と請負人・募集人との結合によって、あるいは職長との結合によって、労働市場の商人的独占組織の一環となっていたのが主方向であったようである。

労働力の販売者たちによる、市場メカニズムを通しての抵抗は、困難ではあったが、なかったわけではない。その力関係は、以下の鉄道建設のための労働力をめぐる事件の中に若干うかがうことができる。改革直前の時期のボルガ＝ドン鉄道建設のために、ヴォログダ、トヴェーリ、スモレンスクで2,000人の土工が募集された。労働者たちはニジェニ・ノヴゴロドの駅からツアリーツインまで、食事も満足でない状態で貨車につめられてはこぼれ、そこから現場にむかった。現場の状態もひどく、2,000人のうち500人が死亡し300人が逃亡した。不足した労働力を補充するために再募集しようとしたが、先の3県では逃げかえった労働者のうわさがたち、募集不可能になった。こんどはリヤザン、タンボフ、ヴォロネジュの3県から2,500人が募集

され、現場におくられた。そのうち1,000人が4月9日から9月16日までの期間に逃亡した。彼らは、現場につれもどされるくらいなら留置場の方がましだといった。¹²⁾ これらの事実は、建設現場の労働者状態のひどさを示すものであることは勿論であるが、同時に、労働者が逃亡し、再募集に応じないという点に、労働力の販売者としての自己防御があらわれていることもみてとらなくてはなるまい。

労働市場をめぐる、労働力の販売者たちと購買者たちとの抗争は、こうした労働市場の萌芽的發展期にあっては、単に労働力の価格に簡単にしぼられるものではなく、むしろ、労働市場そのものを完全に展開させるか、あるいは労働市場を解消して販売者と購買者の関係を農奴制的身分支配に逆行させようとするか、の斗いであったとみられる。それをウラルの二つの事例についてみよう。第1は、1801年9月、ペルミ県にあるアラパエフスキー工場の労働者の陳情の中にみられる。労働者たちは、5年の契約で工場に入ったのに、13年間も放してもらえないと訴えている。なぜそんなことになったのか。極度の低賃金のため借金が増大しつづけるからである。労働者は将来の賃金をひきあてに金をかり、税を支払い家族のために食糧をかいこむ。ところがあまりの低賃金のために決して借金は返済できない。工場主は合法的に労働力を確保する。¹³⁾ 自由雇傭労働者は農奴化されていく。第2は1810—20年代のヴァトカ県、ホルニツキー工場の例である。ここでも自由雇傭でやとわれた国有地農民たちは、負債がつみかさなつて次第に不利な状態になってきた。彼らは、その工場で働いてますます借金を大きくすることを希望せず、他の土地で自分の労働力をもっと有利に販売し、その上で負債を返済すべく工場を立ち去りはじめた。工場主は大いに憤慨したが、自分のところの労働者が他に出稼ぎにゆくのをとめる法的権利をもたなかった。この場合、郷権力も工場主に対し充分協力しなかった。この工場主に対する労働者の負債額は1816年 45,459 ルーブリ、1817年 79,280 ルーブリであったが、1823年には1,151 ルーブリに縮少していた。これは、工場主が自己のもとに労働力をとめおかんがための譲歩であった。¹⁴⁾ 以上の二例は、ともに労働市場の

発展方向をめぐる二つの力の抗争を示すと同時に、前者は労働市場を後退させる力の強かった場合を、後者は労働市場を発展させようとする力のつよかった場合を示す。

上の第2例における工場主の苦情と関連して、元老院は1825年8月、国有地農民の「工場」労働への雇用に関する規則をつくった。それは1831年7月4日、35条よりなる最終案となった。大蔵省で調整された最終案の名称は「ヴヤトカ県の私有鉱業所に対する国有地農民の雇傭および秩序のための規則案」である。この規則案は、大蔵省の省議では承認されたが、大蔵大臣カンクリンの認めるところとならず、結局法的効力をもたなかったとはいえ、当時の社会的諸力を反映している点に興味がある。規則案によると、工場事務所は、農民の個々人と、あるいは個々のアルテリと契約し、紋章入の用紙に記載して公文書化する義務があった。契約は、農村ミール共同体全体となすこともできた。農民は旅券の期限内であれば好きな期間について雇用される権利をもった。「工場」から30ヴェルスタ以内のものは、郷役所の出す証明書だけで旅券なしに雇傭されることができた。前賃金はその人間の年俸を上まわってはならないとされた。雇傭がきまると、旅券その他の証明書は工場事務所にあつめられ、期限のくるまで返却されない。契約期間のおわるまでは労働者は他地方へ移傭できず、郷役所も労働者を召還しえない。例外は、労働者に徴兵の順番がまわってきたときと、刑法上の責を負ったときのみであるとされた。郷役場は、雇われた農民が「工場」に出向し、かつ義務づけられたことを遂行するよう保障せねばならなかった。もし契約した農民が義務をはたさぬときは、工場長はゼムストヴォ裁判所をつうじて要求し、本人が病気、死亡、その他で義務を履行できぬときには、遅怠なく成人した息子あるいはその他の同一家族内のものが出向することとあった。¹⁵⁾ 以上の内容をみると、農民の労働に対する農奴制的制約が、たとえば家族による連帯保障にみられるように、つよくみうけられるとはいえ、全体として、工場における自由雇傭農民の農奴化への傾向に対する一定の制限をよみとることができる。それはすなわち、労働市場の保護という結果にもなる。農奴制社会

の上層部における矛盾は、一つには農奴労働力に対する権利をめぐる争いとしてあらわれるが、ここでも、国家直接の農奴たる国有地農民をめぐる政府と私的工場主との一定の矛盾が、労働市場を発展させようとする農民の志向に対し消極的な形ではあるがプラスに作用しているのを読みとることができる。

「工場主」に対し、自由雇傭労働者に対する農奴主的権利を制限する諸制度は、刑法の中にもみられる。法によれば、雇傭労働者をやとう雇主に、農奴主とはことなり、自ら労働者を処罰する権利をもたなかった。工場主によって警察につき出された労働者を、国家が代りに処罰した。そのような例が、1848年のモスクワ県では1,686件（労働者人数で）を数えた。もちろん、一定の範囲では雇主にもその権利は委任されていたのであって、たとえば、1845年刑法によれば、船長は水夫や曳船人夫を革のあみむちで5回まではなぐってもよかった。¹⁶⁾

さて、この時期の労働市場に関するもっとも普遍的な法は、1835年の「工場的施設の主人とそこに雇傭されて働く人足との関係に関する」法令であろう。この法令によると、労働者は賃上げを要求する権利をもたず、雇傭契約期間のおわる前に企業を立ち去る権利をもたない。労働者は地方長官の許可なしに働きに出ることはできない。長官は地主の承諾のもとに旅券を発行する。他方、地方機関も、地主も、労働者が工場主ととりきめた雇傭期間のおわる前に労働者を召還することはできない。工場主の方は、2週間前の予告をもって労働者を解雇する権利をもつ。¹⁷⁾ これで見ると、労働力の販売者と購買者との関係は圧倒的に販売者にとって不利である。この不平等自身がここに成立している労働市場の限界を示すものであることは勿論である。とはいえ一方において、労働市場全体に対する農奴制度の関係、すなわち、工場主と労働者の契約に対する農奴制度の関係をみると、労働者の移動が旅券制度によって最終的に制限され限界づけられていることは動かせないが、契約期間内に労働者を村に召還する権利が地方機関や地主から奪われたことが注目される。これは先の規則案とはちがひ、法として実効をもったものであ

り、かつ適用も一県にとどまらぬ普遍的なものであったからである。工場主の権利を擁護する形で労働市場が保護された。

同時期の、より部分的な立法について若干観察しよう。1836年12月、船主と労働者との関係についての法律が制定された。この法によると、労働者はアルテリを結成せねばならず、かつ雇主の利益を守るために力をつくすことが義務づけられていた。すなわち、そのころ、しばしば曳船人夫の逃亡があり、また武装強盗が出現すると船を守ろうとするものがいなかったので、法は労働者に連帯責任をもって船主の利益を守るよう要求したのである。¹⁸⁾

1838年4月には、シペリヤの金坑における労使関係に関する法令が出ている。この法令により、アルテリ労働者たちの連帯責任が導入され、アルテリは労務管理に利用された。アルテリの長老は工業家によって任命され、長老および労働者の中からえらばれた他2名の労働者をもってアルテリ裁判所がつくられた。¹⁹⁾ さらに、この法によれば、雇傭期間は一年を越えてはならず、前貸金は一年分の給料を上まわってはならない。雇傭条件は、市ではゼムストヴォ裁判所で、アウリ（中央アジア・コーカサス・クリミヤなどにおける村落）では郷役場において、2枚の証明書をもって確認されねばならない。雇傭にあたって旅券は事務所にあづけられ、雇傭期間の終りには、企業管理部は労働者たちがその義務を果たしたことを示す証明書を与えなくてはならなかった。²⁰⁾

以上のように、自由雇傭労働の市場においては、労働者の「工場」へのカーバラ的従属化の傾向は19世紀中葉より一定の制限をうけ、自由な労働市場への道がひらけつつあった。一方、それは、連帯責任制度や、旅券制度による土地への緊縛などによって、つよい制限をうけていた。

つづいて、隷属労働者の状態についても瞥見しよう。第一表にみるように、隷属労働者の絶対数そのものは19世紀に入ってからもしばらく増大しつづけていたとはいえ、19世紀も中葉に入ると、増大はとまり、やや減少をみせたと考えられる。ロシュコヴァによると、とくに急激に減少をみせたのは、農奴占有工場主に、その隷属労働者を解放することを許した1840年6月18日

法以後のこととされる。工場主は、その隷属労働者が国庫より購入されたものであるときは、国庫から、たとえば男子一人につき36銀ルーブリをうけ、被解放者が国有地農民になることを希望するときには、男子一人につき70紙幣ルーブリを与えるというのが条件であった。²¹⁾ この1840年法の必然性について、ロシュコヴァは、産業革命により自由な労働力が必要になったためであるとしているが、総括的判断はさておいて、労働市場固有の問題としても、アルタイの官営鉱業所における次の資料が、1840年法との関連で注目されねばなるまい。すなわち、アルタイのペロウソフスキー、リデルスキー、ズィリヤノフスキー、等の鉱業所における「恒常職工」は、1849年までは無期限に鉱業所に所属して働かなくてはならなかった。ところが、1849年以降は35年間を限って働けばよいことになり、1852年以降は25年間を限って働けばよいことになった、²²⁾ というのである。この事実の示すものは以下のような事情であろう。隷属労働者が、全くの工場賦役から「基幹職工」に変質してくるにともなって、基幹職工の年齢構成その他の、労働力構成が問題となってくる。自己の経営をもった農奴農民の家族あるいは村落より、適宜、労働力を徴発していたのにくらべると、全労働年を「工場」労働に結びつけている職工の生活保障を配慮することは「工場」主にとってより責任の重いことである。もし、自己に属する農奴的隷属職工の大部分が老令になってしまったとしたらどうであろうか。工場労働の年期をみじかくすることによって老令職工の発生を防ぎ、労働市場の解雇の自由を利用することによって老令労働者扶持の負担から自らを解放することは「工場」主の利益である。隷属労働者にとっては甚だしく苛酷な措置ではあるが、これもまた自由な労働市場へ向かっての一步ではあったのであろう。

隷属労働者の側からの積極的な動きもなかったわけではない。ウラルの鉱山における例をとってみると、工場賦役としてはじまった労働も、恒常職工の成立とともに変質していることがわかる。1848年—1849年に、アラパエフスキー工場の管理部が、労働者に食糧を支給せず、農業に従事せよと命じたとき、労働者はこれを拒否し、1860年アルハンゲリスキー工場でも、「野良

で働け」という指示は拒否された。職工以外の工場農民（農村労務者）の中にも、「食糧を配給してくれる工場で雇役」したいというものも現われている。²³⁾ 一方、隷属労働者の身分をきらって脱走するものもあとをたたなかつた。しかしその場合、18世紀に多くみられたような、絶望して出仕せの方向に逃亡するのではなく、鉱山より工場へ、隷属労働者の身分から脱出して自由な労働力を必要としている商人のところへ、よりよい労働条件をめざして逃亡するようになってきた。²⁴⁾ 逃亡の中にも、よりよい条件をめざす労働市場内での流動に近づく契機が多く含まれるようになってきたといえよう。隷属労働者の身分的拘束はゆるみつつあった。

第2節 統一的国民的労働市場の成立

萌芽的に形成されつつあった労働市場に、強力な発展を与えるとともに、それをひとまず、統一的国民的労働市場にまで到達せしめたものは、1861年の農民改革であった。改革は、一応、農奴制的な身分的隷属関係を廃棄し、農奴身分にあったものに対し、労働力の販売者たるに必要な条件である人格的自由を与えたのである。恒常的に労働市場において労働力を販売せねばならぬ「二重のいみで自由な」プロレタリアートのための要員もつくり出された。改革前後に自己の経営をもたなかった地主の奉公人および月給傭人、土地をもたぬ貴族に所有されていた農奴、土地をうけずに解放された小領地の農民、官営鉱工業に登録されていた隷属労働者、私有工場に登録されていた隷属労働者たちは、たちまち土地なきプロレタリアートのための潜在軍となり、その数は男子260万人、農民の11.4%であったと概算されている。²⁵⁾ 土地をもったものたちも、身分的に自由な人格として、必要とあらば労働市場へあらわれうる資格を与えられていた。

このことは、しかしながら、鉱工業に従事する労働力が直ちに急速な増大を開始することを意味しない。かえって、第2表にみるように、一時工場・鉱山に働く労働者数の減少したことを示す資料もある。綿工業における労働者数の減少は、ちょうどこの期とぶつかったアメリカの南北戦争による原料綿

第2表 改革時の労働者数変動 (単位 1,000人)

	1861	1862	1863	1864	1865
ウラルの鉱山労働者	134.3	114.1	104.2	103.0	102.5
(うち)官営企業に働くもの	30.1	27.4	19.4	17.8	18.8
私有企業に働くもの	104.2	86.7	84.8	85.7	83.4
綿紡労働者(全国)	36.8	22.4	21.7	19.6	26.6
綿織労働者(全国)	68.8	59.7	36.4	32.2	49.3

A. Г. Рашин, Формирование рабочего класса России, 1958,
Москва. стр. 9-10.

花不足が大きく作用しているとされるが、ウラルの鉱山労働者の減少は、あきらかに農民改革で得た身分的自由を利用し、それまで緊縛されていた鉱山所をきらって、他へ転出したものの多かったことを物語るものである。アルタイのポポフ家の工場・鉱山に、1861年の改革後、かつてウラルやアルタイの官営鉱山の労働者であったものがしばしばあらわれ、少しの間づつ雇傭されて働いていったという報告がある。この報告によると、ポポフ家の工場・鉱山における労働条件は苛酷であったので、官営鉱山で働いていたものには耐えられず、彼らはやがてまた立ち去ったとされる。²⁶⁾ このことは、官営工場における労働強度と私有工場におけるそれとの比較のためのデーターでもあるが、ともあれ、緊縛されていたかつての隷属労働者が、本来の労働市場へと入りこみ、よりよい労働条件を求めて流浪しはじめていることを証明している。したがって、ウラルにおける鉱山労働者数の縮少という事実そのものは、決して全ロシア的な労働市場そのものの縮少をいみするものでもなからう。むしろ、それまで自由雇傭労働と隷属労働とに2分されていたものが、はれて同一の基盤に立つ労働市場に統一したという意味で、労働市場は飛躍的な発展をとげたと観測すべきであろう。かつての農奴主的経営主たちは、労働力調達のためにかつてと異なった態度をとることを強制される。

沢村康氏は、農業労働力のバランスに対する農民改革の影響を大凡次のごとくまとめておられる。すなわち、分与地をうけた農奴は一種の自作農となったから、もはや貴族農場に出る必要なくなり、分与地をうけなかったも

のは都市に行って工業労働者となる。かくて、特に北部の工業地方において貴族農場における労働力不足は甚だしい状態になった。しかし、黒土地方では、人口稠密である上に分与地狭小であったので、農民は貴族の小作地を奪いあい、無償あるいは廉価の労働力を貴族に提供した。南部草原地方では、黒土地方より大量の出稼農民がくるようになり、労働力不足になやむことがなくなった。²⁷⁾ 以上、沢村氏は、ここで、農民改革が農業労働力の土地的・および身分的緊縛を基本的に解消し、労働市場の中での労働力の流動性を増大させ、もっぱら身分的緊縛にたよることで労働力を確保してきた経営に新しい態度をせまるとともに、労働力配分が生産力の発展により急速に適応しうる条件をつくり出したことを明らかにされている。農業の場合にも、農民の一定の自作農化傾向を沢村氏は指摘されているが、全体としての労働市場は、ここでも拡大したとみてよいであろう。

かくて、1861年の農民改革は、一応ロシアに統一的国民的労働市場を成立させた。しかしながら、このことは、完全に平等な労働力販売者と購買者との関係が成立したことを意味するわけではないし、したがって労働市場が完成したとまでいうことはできない。労働市場の中に、農奴制の残存物の影響がつよくあらわれていることもみなくてはならない。問題の焦点にあがってくるのはいうまでもなく雇役制(отработока)である。周知のように1861年の農民改革では、農民の大多数は土地を付して解放されたが、与えられた分与地は独立の経営を行なうには足りなく、地主から雇役を条件として土地を借りなくてはならなかった。旧農奴主と旧農奴の間で再び労務の授受関係が結ばれる場合、そこに平等な労働力売買関係が成立しにくいことはもちろんであるが、雇役の最も徹底した形は土地の借用料を労働で支払うものであり、労働力の労働市場を通じての売買とはいえない。雇役のもう一方の極にある形態は土地を無料で労働者に使用させるかわりに若干低められた賃金で「雇傭」するものであり、ほとんど労働市場関係に転化しているとみてよいであろうが、しかし、最近のソヴィエト文献にみられるように、雇役関係のもとは賃金の外に貸与された生産手段たる土地を、「賃金の一部の現物支

給」と同一視することは問題であろう。同じ現物であっても、必要生活手段の支給と生産手段の支給では異なるのであり、まだ、労働市場関係に転化しきっていないものと認めなくてはならないであろう。

農民改革において、分与された土地は無償ではなく、農民は当時の地価を上まわる買戻金を支払わなくてはならなかった。その支払を確実なものとするために、土地はミール共同体の総有地とされ、支払は共同体の連帯責任とされた。農民は地主に対する人格的隷属からは解放されたが、ミール制度による身分的隔離、封建的連帯責任、移動の制限、土地動員の不自由などの拘束をうけていたのであり、そのいみでも、農奴制的束縛は一掃されてはいなかった。農民の移動および移住の完全な自由はまだ欠如している。このような、共同体のあれこれの形態による住民のその住所への緊縛、市民的権利のある程度の制限と結びついて、雇役は存続したのであった。²⁸⁾

こうした農奴制の残存物が、どのように労働市場を規制し、どのような雇傭関係を展開させていたかを、以下にみることにしよう。

鉱山における隷属労働者のその後からみよう。農奴制の支配下にあっては、同じ隷属労働者とはいっても、緊縛されたときの条件によって極めて雑多な身分的階層にわかれていた。1861年法により、それらの種別は一応消しされ、基幹職工と補助労働を行なう農村労働者という二つの生産力に即応した区別にだけのがこった。官営鉱業所の場合は、1861年3月8日法により、かつての隷属労働者は永久に工場への義務的奉仕から自由となり、「自由な農村住民」としての権利を得た。工場労働をつづける場合にも「自発的雇傭によって、管理部との契約によって」なされることが必要であるとされた。自由になった労働者が以前からの職場をいやがり、そのため基幹労働力が流出することを懼れた政府では、「工場」に継続勤務する職工に対し、徴兵義務と土地義務支払とを免除するという特権を与えた。²⁹⁾ 農奴制による労働力緊縛にかえるに、農奴制残存物の支配からの一定範囲の自由という特権をもってするこの方式は、当時の労働市場の状態の一面をものがたるものである。

アルタイにおける官営鉱業所にも似たような例がみられる。ここでは、労働者は、まず1861年に20年以上勤続したものが解放され、1862年に15年以上勤続したものが解放され、1863年3月にのこり全部のものが解放された。解放直後、多くの職工はひきつづき同じ場所で働くことをいやがったので、1868年、職工に関する法令が出され、鉱山業に関係する特定オープンシチナに所属する職工は6年間、人頭税と徴兵義務を免除された。³⁰⁾

ウラルの私有鉱業所の労働者は、官営鉱業所にひきつづき1862年6月4日法によって解放された。法は、私有鉱業所の所有者に、労働者との契約期間を自由意志を条件として3年間まで許していた。しかし労働者の方は債務奴隷の状態に落ち入ることをおそれて3年間もの長期契約をしようとせず、鉱山主たちは、やむなく、毎年延長される特別「約定」、「規則」、「契約」の制度をつくり出した。その中には、ニジュネ・タギリスキー工場の例でみると、労働力を確保するために、事務所は労働者の賃金の中から1ルーブリにつき10コペイカつづき控除し、その金は一年を経過したのち、年間の労働が義務どおり遂行されたという条件のもとで支払われるとあった。³¹⁾ 私有工場におけるこのような労働力確保策は、半強制的な賃金とめおきであり、債務奴隷的關係が利用されているといえるが、しかし、最後的には金銭關係の形をとっている点、官営工場における方策との差異はあきらかである。

登録労働者を所有していた私有鉱業所の例につづいて、荘園鉱山主も「自由意志」による約定を取り入れはじめた。たとえば「ボジェフスキー諸工場における職工の労働のための約定」は、労働者によって1月に署名され、1年間有効で、「神聖にして犯すべからざるもの」であるとされた。³²⁾

「自由意志」で結ばれた「約定」、すなわち労働力売買の条件の内容を立ち入って観察するために、ウラルにおけるいくつかの実例を抜粋してみよう。1863年5月、チエルモスキー工場で結ばれたもののは、「2）われわれの中のだれ一人といえども、この期限前に合法的理由なく、かつ管理部の同意なしに、一時的にもせよ全面的にもせよ作業の遂行を中止する権利を有しない。……もし、われわれのだれかが契約できめられた期間以前に勝手

に作業を中止したときは、そのものの属した職場の賃金は2日分控除されること。……20)、期限2カ月前に、われわれは工場管理部に、次の工場年度労働にひきつづきたずさわることに同意するかどうか、伝えなくてはならない。」³³⁾とある。1864年のフィノフスキー工場における契約には、「1864年3月15日、私ども下に署名した職工……は、以下にしめす契約を締結することに自由意志で同意しました。……4) 私たちは……期間中は、草刈繁忙期と日曜および祭日表にのった休日以外、大凡250日働く義務を有します。……10) 職工は月2回以上賃金をうけとります。……12) この契約の期限の2カ月前に次の期間の契約を相互に締結する義務を負います」³⁴⁾とあった。1873年の、ボラズニンスキー工場とボラズニンスキー郷の労働者との間に結ばれた約定にも、契約更新を2カ月前にとりきめる義務が記載されている。ここにはその他に、第7項目に、「この約定を締結したもののうちの誰かが病気その他相応の理由で仕事からはなれたときには、仲間は直ちに彼のかわりになるものを探す義務を負い、探している間、アルテリの中の他の2名が代理で仕事をする」とあった。³⁵⁾

自由意志による契約とはいいいながら、被用者が雇主に自らの義務を一方的にみとめる形式をとった不平等なものであり、契約期間は長く、次期の契約は2カ月前に予告せねばならず、しかも連帯責任さえ導入されている。ここにおける労働市場としての実質は、せいぜい改革前の自由雇傭労働者をめぐる諸関係に近いものであることがわかる。

改革後におけるウラルの労働関係で特徴的なものは、ウラルの鉱山主が同時に大土地所有者であったためもあって、鉱工業労働関係に雇役制が利用されたことであった。労働者は土地を利用させてもらうかわりに、年間一定日数、規定された賃率で働く義務を負う。その関係を示すものとして、1868年ネィヴォ・アラパエフスキー工場における約定案がある。その中には「5)、われわれが干草を調達するために仕事からはなれるのは7月の半ばより20日間とさるべきである。……11) この約定を遂行しているあいだは、工場管理部は私たちに対し、耕地と採草地への支払を免除する」とあった。³⁶⁾ 1872/

73年に、ニジュネ・イセツキーの工場管理部と332人の労働者との間にとりきめられた契約によると、労働者は、「管理者の監督のもとに、ニジュネ・イセツキー工場の仕事場で労働する義務を負います。……管理者の許可があってはじめて仕事をやめることができます。工場に仕事がないときに、仕事をくれるよう管理部に要求したりしません」³⁷⁾と約束させられていた。

では、改革前より自由雇傭労働によって労働市場の成立していた分野はどうなったであろうか。1861年の改革は、この労働市場にほとんど直接的な影響をおよぼしてはいない。この労働市場の性格は、一口にいえば、1836年法の想定したごときもの、そのままであった。すなわち、雇傭期間は通常1年間、労働者は雇傭期間の終るまで仕事をはなれることはできない、もし仕事を放り出すと、彼は自分の賃金を失なうばかりか、企業主の意志次第で裁判をとおして工場につれもどされる、一方工場主は仕事の内容がわるいとか品行がわるいとかの理由をもっていつでも労働者を解雇できる、³⁸⁾というものである。権力による「自由な」契約の保護は、カーバラ的契約を自由に破棄しようとする労働者の行動を制限していた、といえよう。

他面、労働力を自由に運用しようとする工場主の希望は、労働力販売者の多数を占める農民が旅券制度によって農村に半ば緊縛されているという事情により制限されている。これまた1835年法の想定する状態そのままである。

1880年 スモーレンスクのヤルツェフスカヤ工場の「労働者のための一般規則」第2項には「工場に雇傭されたものはみな事務所より賃金手帳をうけとる。その中に雇傭条件が記入されている。何人もそれに違反してはならない。もし規定の期間(工場に)居住すること、あるいは契約された一定期間に対する給与額を契約したさいには、居住することを義務づけられた期間には、病気および公式のない社会的諸事件による以外、何人もいかなる口実をもってしても工場を立ち去ってはならない。同様に、手帳に規定されている期間に対して定められた給与をみとめて、居住することに同意したものは、何人も決して工場長様に賃金を割増してくれと訴えてはならない。それを破ったものは法により責任を問われる。……」³⁹⁾とあった。また、ペスコフ

が1882年に報告しているところによると、モスクワのキバルトフスキー工場の規則には「労働者が旅券の期限前に工場を離れることを希望するさいには、1カ月分の給与を失なう」とあった。⁴⁰⁾「自由」な契約により、契約で定められた期間内は、労働者にとって、労働市場の中で自由に労働力の取引をつづける権利がなくなっているわけであるが、そのことは一方、労働力が旅券制度によって農村につながれていることによる不利益を、旅券の許す範囲内で労働力を有利に買占めることにより償なおうとする資本の態度をも示すものであろう。

しかし、以前から経済外的強制にたよることの少なかったこの部分では、契約期間内の工場への緊縛という方式のみでは資本にとって不十分であろう。労働力確保のための方策が諸企業によってどのように展開されたのか、その中で、どのような雇傭形態が展開したのかを想定するための諸資料をみよう。

セルプホフのコンシン紡績工場にのこっていた1860/61年度の賃金台帳には、雑多な身分よりなる200人の労働者が登録されており、その雇傭期間はさまざまであった。最高熟練者は2年間の約束で雇傭されており、その他のものは、「雪どけまで」、「復活祭まで」、「やなぎの週まで」、「先祖の日まで」、「10月まで」等々雑多であった。賃金支払も、月々契約であったり、全期間につき一括できめられていたりしている。しばしば労働者は、もし彼が契約した全期間の終了せぬうちに仕事を止める場合には、作業に入るさいに約束したものより低くしか支払われないであろうと予告された。また、ある労働者は、やとわれる際に、企業管理部から、満足のゆくように働いたときには、のちに賃金の増額があるだろうと約束されたが、労働力不足の春夏がすぎ10月に入るとかえって賃金が切り下げられたりした。⁴¹⁾

ツィンデリ捺染工場の1880年代に入っところの例でみると、ほとんどの労働者は農民の旅券をもち、労働者の $\frac{1}{2}$ ～ $\frac{2}{3}$ は復活祭より復活祭まで一年間ずつ働いていた。したがって、復活祭の前後が一斉賃金清算と一斉雇入れの時期となった。経済的昂揚期には、年間を通して労働するものの割合がやや減

少し、経済的不況期にはその割合がやや増大した。⁴²⁾

モロゾフ所有のニコリスカヤ・マニュファクチュアでは、労働者の雇傭期間は、復活祭より聖母祭（旧10月1日）までの半年と、聖母祭より復活祭までの半年、すなわち夏期と冬期の半年ずつにくぎって整理されていた。この期間内に工場を立ちさると、労働者は裁判上の追及をうけることになっていた。⁴³⁾ とはいえ、実際に裁判上の追及をどの程度まで行なったかは疑問である。1870—80年代、マニュファクチュア管理部は夏期の労働力を確保するために、夏に工場に残っていたものには賃金の10%の割増をつける、賞与を出す、「幼児のためのゆりかご」をつくってやる、等々の約束をして労働者をひきつけ、のちそれらの約束を全部反古にするなどのデマゴギーを利用している。⁴⁴⁾ それでも夏に農村にかえった労働者は手帳に「欠陥のあるもの（порочный）」と書きこまれ、年2回の定期解雇、大量募集定期採用の時期にそれらのもの労働者は排除された。ニコリスカヤ・マニュファクチュアの賃金手帳に印刷されてあった規則には、「5）．労働者は病気をし、あるいは前賃金をうけたさいには、負債をうめるのに必要な期間、全快ののち働いて返済すること。6）．契約期間がおわるまで、雇傭条件にきまった以上の賃金を要求しないこと」とあった。⁴⁵⁾ ここで注目されるのは、契約の期間そのものよりも契約の内容をなす金額の方に問題の力点がうつっていることである。

以上のように、伝統的に自由雇傭の多かった部門の労働市場は、基本的には改革前のその諸特徴を維持しながら、次第に経済的強制的諸要素を弱化してゆく傾向を示していた。

さて、かつての隷属労働者の状態の変化、および自由雇傭労働の支配した部門のその後の状態の観察をとおして、1861年の農民改革を経てロシアに成立した統一的国民的労働市場の性格をみると、次のようにまとめることができよう。すなわち、当時の統一的国民的労働市場は、一方では、改革前に国有地農民と私有企業主との間に形成された労働市場の全般的拡大であり、他方では隷属労働者とその使役権者との間に個々の要素として萌芽的に生れつ

つあった労働市場の前者への融合統一として成立した。したがって、当時の労働市場は、そのなかに、雇役制の諸形態という農奴制の直接的残存物を異質物として含みながら、かつまた、労働市場の完成された形態へむかっの発展をもうちに含みながら、全体としては改革前の自由雇傭による労働市場の諸特徴を維持していた。

第3節 労働市場の発展

ロシアに成立した統一的国民的労働市場には、共同体をつうじての農村出身労働者の土地への半緊縛状態など、種々の制約があったが、ロシアにおける資本主義の発達は、この制約をのりこえてゆく労働市場の発展と表裏一体をなして進んだ。まず、農民の出稼労働はますます広汎に、ますます恒常的現象となっていく。第3表は、農民出稼の急テンポな発展を示す一資料である。しかし、この表は直ちに1861年より1910年にかけて出稼ぎが7倍に増大したのをいみするわけではない。旅券には有効期間に種々の区別があったからである。第4表はそれを示している。一年間有効の旅券は1861年から1890年にかけて2倍になり、半年間有効の旅券も同じように2倍になっている。それにくらべて、1～3カ月有効の旅券は13倍ものふえ方である。したがって出稼ぎの増大率は明らかに2倍以上であるが7倍にはならない。さらに、短期旅券の用途の中には、出稼ぎ以外のものも多く含まれていたであろう。一方短期の旅券の増大率が高いということの中にも、農民を土地に緊縛する力の作用が反映しているとみてよいであろう。

第3表 旅券交付数

年 次	年平均交付数 (単位千)	
1861—1860	1285.6	1 0 0
1871—1880	3684.5	2 8 7
1881—1890	4937.8	3 8 4
1891—1900	6952.0	5 3 3
1901—1910	8872.5	6 9 8

第4表 旅券の有効期間別分布

	年平均交付数 (千)			割合 (%)		
	1861— 1870	1871— 1880	1881— 1890	1861— 1870	1871— 1880	1881— 1890
1～3カ月間	187.0	1725.8	2436.7	14.5	46.7	49.3
6カ月間	566.1	1017.0	1311.9	43.8	27.6	26.5
1年間	532.3	941.4	1188.9	41.2	25.5	24.0
1年間以上	5.9	8.7	9.1	0.5	0.2	0.2
	1291.3	3692.4	4946.4	100	100	100

A. Г. Рашин, Указ. соч. стр. 327

※ 合計数は出典のまま

さまざまな制約をのりこえながら、自己の労働力の有利な販路を求めて労働市場に立ちあらわれてくる農民の動きが、この旅券に関する資料の中によりみとれるとするならば、安い豊富な労働力の給源をもとめる資本が、ロシア社会の身分的封鎖性を破壊して労働市場をひろげてゆく動きが、改革後の農村に広汎に展開した家内工業、問屋制マニュファクチュア、およびそのあとにのりこんできた機械制大工業による工場村の形成の中によりみとりうる。

周知のようにレーニンは、ロシアにおける「独特の」クスターリ工業とは、その大部分がマニュファクチュアの外業部としての家内工業であることを明らかにし、その上で次のようにのべている。「資本主義家内工業の特徴づけから、その普及の条件にうつるにあたって、まず第一に、この制度と、分与地への農民の緊縛との関連を指摘しなければならない。移転の自由がないこと、土地から解放されるためにはときには金銭の損失をものしるなければならないこと（すなわち、土地のための賦払金とその収益をこえるので、分与地の賃貸者が借地者に自分から割増を支払うようなばあい）、農民共同体の身分的封鎖性、——すべてこれらのことは、資本主義的家内労働が適用される分野を人為的にひろげ」⁴⁶⁾る、と。このことを逆の面からいうならば、分与地への農民の緊縛という制限をのりこえて、労働市場が資本主義的家内工業の発展という形によって拡大浸透してきた、ということである。

次に工場村についてみるに、レーニンは、ロシアの工場中心地を研究してそれを三つの型にわけ、第1. 都市、第2. 工場村、第3. 「クスターリ」村とし、1890年をとってみると工場労働者総数の1/3以上が第2・3の「農村中心地」にあることを示し、さらに1879年から1890年までの間に、「都市中心地」における労働者数が16.1%増加したのに対し、「農村中心地」における労働者数は、それをはるかに上まわる54.7%の増加をみせたことを示した（第5表）。レーニンはひきつづき次のようにのべている。

第5表 ヨーロッパ・ロシアにおける工場制
工業のもっとも重要な中心地

	1879年				1890年			
	中心 地数	工場数	生産額 (千ルー ブ)	労働者数	中心 地数	工場数	生産額 (千ルー ブ)	労働者数
都 (および郊外地)	40	2,574	421,310	257,181	40	3,327	535,085	298,651
農 (部落および町)	63	257	115,377	98,596	63	311	171,896	152,593
合 計	103	2,831	536,687	355,777	103	3,638	706,981	451,244

レーニン全集、邦訳、第3巻 549頁より

「農村への工場の移動は、農民共同体の身分的封鎖性が資本主義にもたらす障害を、資本主義が克服しつつあり、またこの封鎖性から自分のために利益さえひきだしていることを、しめしている。農村に工場を設立することは、すくなく不便であるとしても、そのかわり、それは安価な労働力を保障する。百姓を工場に入れるのではなく、——工場が百姓のところへ出かけてゆくのである。百姓はもっとも有利な雇主をさがす完全な自由をもっていないが、（連帯責任と、共同体からの脱退の制限のせいで）、雇主はもっとも安価な労働者をうまくみつけ出すことができる」⁴⁷⁾ と。「クスターリ」工業で育成された労働力と、そこに形成されはじめた労働市場関係を利用するべく、工場が農村に移住し、労働市場は諸障害を破って一挙に拡大し確立される。

労働力の販売者の側からと購買者の側とからするこのような動きの中で、労働市場は量的に拡大していった。その指標としてとりあえず工場労働者数の変化を取り上げるならば、第6表のごとくである。

第6表 ロシア工場労働者数の変化

	工 場 数	労働者数 (千)	増 加 割 合 (%)
1865	6,175	290.2	100.0
1870	7,691	354.1	122.0
1875	7,408	412.3	142.1
1879	8,471	466.5	160.8
1885	6,232	436.7	150.5
1890	5,969	493.4	170.0

レーニン, 前掲書. 637頁. А. Г. Рашин, Указ. соч., стр. 12.

労働市場の拡大は、当然、労働力の地域的流動範囲の拡大を伴った。モロゾフのニコリスカヤ・マニュファクチュアでは、1861年の改革後10年ほどの間は、地元の労働者および近隣のモスクワ、トヴェリ、ヤロスラフ、コストロマ、ニジェゴロドの諸県出身の労働者が雇傭されていたが、1880年代もなかばになると、さらに、ヴォロネジュ、タンボフ、スモーレンスクなどの諸県出身の労働者も雇傭されるようになった。⁴⁸⁾

労働市場が拡大し、労働力の地域的流動が盛んとなることは、労働市場内における雇役制的なものの弱화를結果として伴った。第7表は、雇役制的な色彩の濃いウラルの労働市場が、南部やカフカーズ市場の拡大により、相対的に地位を低めて行くうごきを示している。さらに、単なる量的な相対関係にとどまらず、労働市場の中における労働力バランスの変化、雇役制にとの労働力不足の発生によっても、雇役制的なものの弱化は促進される。

第7表 ロシア鉱山労働者数の変化

	全 ロ シ ヤ	ウ ラ ル	南 部	カ フ カ ー ズ
1877	256,919	145,455	13,865	3,431
1893	444,646	238,630	54,670	17,603

レーニン, 前掲書, 516—517頁より作成

たとえば、ウラルに鉄道が敷設され、その営業が拡大されるや、鉄道労働者の基幹部分が中央アジアとウラルの鉱山業から引きぬかれた。モトヴィリヒンスキー工場の管理部は、鉄道との競争で賃金が上がってこまると不平をもらし、ペルミスキー大砲工場でも、80年代はじめ、ペルミに近いばかりに有能な労働者がウラル鉄道の修理工場に引きぬかれてこまる、と不平をもらしていた。⁴⁹⁾ 鉄道との競争で労働者を引きぬかれているとき鉱山が、他方では雇役制により展開されている大農場経営をゆるがしていた。エカテリノフラフ県バハムート郡では、「農民は一般に他人の仕事に、そしてとくに、私的な『大農場』でのより窮屈で、しかも報酬の充分でない仕事につくことを、いやがっている。鉱山における労働は、また一般に採鉱や冶金の労働は重労働で、労働者の健康を害するのだが、一般的に言えば、この仕事の報酬がよりよく、そして一カ月ごとに、また一週間ごとに金をうけとれるという見込みがあるので労働者をひきつけている。『大農場』で働いていては、ふつう彼は金をみるようなことはない。なぜなら、彼はそこでは『一片の土地』、『一束のわら』、『一切れのパン』をもとめて雇役で働いているか、あるいはその日常の入用のためにすべての金をすでにとってしまったという、等々であるからだ。」⁵⁰⁾

農業労働力の市場においても、類似の現象が起った。ヤロスラヴリ、ウラジミル、ペテルブルグ、ノヴゴロドなどでは、富農による酪農業が発達した。「この地方の地主たちは、彼らの競争相手が生れつつあることを感じており、ときには、農務省への報告のなかで労働者の不足は、富農が労働者を横奪するからだとさえ説明している」。⁵¹⁾ これは雇役制弱化的の一つの現われである。レーニンは、農業労働者の移動に関する諸研究を総括して、「労働者の移動は、もっとも人口稠密な地方から、もっとも人口稀薄な植民地方へ、農奴制のもっとも強く発展していた地方から、それがもっとも弱かった地方へ、雇役がもっとも発展していた地方から、雇役の発展がよわく、資本主義が高度に発展していた地方へと、むかっている。だから、労働者は、『なかば自由』な労働から、自由な労働へとにげているのである」⁵²⁾ との

べている。

労働市場の拡大とともに、労働市場の季節性が克服されていった。これは、一方では、工場工業の発展とともに、資本にとって、年間をつうじて一定数の労働力を確保することが、資本の回転率との関係でとくに必要となってくるからであり、他方では、年間をつうじて労働力の系統的需要のあることが、労働者をして農耕労働との離別を促進させたからである。ウラルでも次のようなくちがみられた。すなわち、労働者たちは夏期、7～8月に「収穫労働」のために1カ月の休暇をうけていた。1870年代に入って、いくつかの職場に蒸気エネルギーが入りはじめるとともに、この伝統が除去されていった。しかも賃金は以前のままとどまった。⁵³⁾

前章ですでにのべたように、モロゾフのニコリスカヤ・マニュファクチュアでも、定期的一斉雇入れのさいに、夏期の野良作業休暇をとらない労働者を選抜するべく努力していた。そのみではなく、生産行程の合理化によって恒常労働者軍の比率を高める努力もみられる。第8表によると、年間継続雇傭のものが次第に比重をまし、半年雇傭のものの比重が減っているが、その変化の一層立ち入った内容を示すものが第9表である。1881年と1890年

第8表 ニコリスカヤ・マニュファクチュアにおける労働者数 I

	総数	年間雇用のもの	夏のみの雇用のもの	冬のみの雇用のもの
1855	—	1,400	—	—
1861	—	2,370	—	—
1869	35,825	6,525	3,600	25,800
1876	—	5,900	—	—
1881	25,800	12,570	5,740	7,490
1882	24,800	12,490	5,950	6,370
1883	20,300	10,000	4,890	4,960
1891	17,600	11,355	2,730	3,515
1895	16,700	12,600	2,000	2,100

П. И. Кабанов, Морозовская стачка 1885 года, Москва, 1963.
стр. 15.

第9表 ニコリスカヤ・マニュファクチュアにおける労働者数 II

	1881	1891	減 少
紡績および機械織	5,600	5,500	50
漂白, 染色, 仕上げ	2,250	1,980	270
機 械	620	460	160
練瓦やき, 土工	465	300	165
建 設	620	615	5
森林作業, 馬車運送	1,220	1,135	85
泥 炭 掘 り	5,275	2,430	2,845
雑 役 労 働 者	1,580	955	625
家 内 織 工	7,490	3,515	3,975
計 算 係, 検 査 係	495	480	15
管理, 販売その他事務員	185	180	5
合 計	25,800	17,600	8,200

П. И. Кабанов, Указ. соч. стр. 16.

をくらべてみると、夏期のみの作業である泥炭採掘、煉瓦やき、建築など、なかんずく泥炭作業が大巾に減少しているのがわかるし、また、冬期のみの作業としては、農民による農閑期作業たる家内機織りが大巾に減少しているのがみられる。1893年刊のデメンチェフによる調査では、モスクワ県3郡の労働者20,000人の中、農繁期に村にかえたものは成年労働者の14.1%、未成年者の11.9%であった。⁵⁴⁾ ウラジミル県では、同時期、夏期に数カ月間農村にかえる労働者は全体の9%で、74%は全く農村との関係を断っていた。⁵⁵⁾

ドネツの労働者は、1860—1870年代には主として季節労働者であった。その理由の一つは、工業家が労働力を得られぬことで不平をもらしていたことから明らかなように、労働力の不足（中央ロシア黒土地帯での農民の土地への半緊縛）であったが、もう一つの理由は、ドネツ無煙炭鉱業自体の作業の季節性であった。⁵⁶⁾ 同様のことは各地でみられたのであり、たとえばアルタイの鉱山、ニコラエフスキー坑では、カザク人のなかに坑または鉱業所の近くに居住しようという傾向があらわれたが、ニコラエフスキー坑自体の操業が不規則だったので、その傾向はつよいものにならなかった。⁵⁷⁾ ドネツで

は70年代に、産業革命がはじまり、恒常労働者軍が発生してきた。80年代のはじめになると、常備労働者が臨時労働者を若干上まわる状態になっていた。この比率は、それ自体としてみると、臨時労働者の比率が依然としてかなり大きいことをも示している。その理由はドネツに労働者を数10人から500人擁し、生産高の97%を占めるところの26企業と、生産高では3%しかない113の農民クスターリがあり、113のクスターリの方に540人の臨時労働者がいるのに対し、26大企業の方には2,000人の常備労働者および若干の臨時労働者がいた、という事情によるものであった。⁵⁸⁾ 以後のうごきをもうかがうために第10表をみると、労働市場の季節的性格はますますうすらいでいったことがわかる。この資料は、1870年と1900年とでは典拠がことなっているので絶対数の比較はできないが、比率でみると、1870年には、12月に労働者数最高で年平均を52.7%上まわり、4月に最低で年平均を63.4%下まわる。4月が、旅券更新、定期解雇の時期であるとみてそれをはずしても、6月には年平均を24.5%下まわっている。それに対し、1900年には最高の11

第10表 ドンバス炭鉱業における労働者数の月別変動

		1870		1900	
		労働者数	年平均に対する %	労働者数	年平均に対する %
1	月	2,881	146.2	67,502	99.9
2	月	2,525	125.6	68,028	100.7
3	月	2,137	106.2	57,919	85.8
4	月	685	34.9	61,033	90.4
5	月	1,595	79.3	63,858	94.5
6	月	1,518	75.5	92,713	92.9
7	月	1,743	86.7	61,131	90.5
8	月	1,551	77.1	65,000	96.3
9	月	1,768	88.0	68,250	101.1
10	月	2,123	105.6	75,250	114.4
11	月	2,535	125.9	83,270	123.3
12	月	3,071	152.7	76,366	113.1

С. И. Потлов, Рабочие Донбасса в XIX веке, Москва, 1963, стр. 146.

月で年平均を23.3%上まわるのみであり、最低の3月で年平均を14.2%下まわるにとどまっている。

労働市場の拡大とともに、相対的過剰人口の形態にもあたらしいものが生れ、部分的労働市場における変動が、停滞的過剰人口プールによって処理されるごとき関係も生れた。部分的には、すでに1876年、ニコリスカヤ・マニユファクチュアに次のような例がみられる。同年、マニユファクチュアから恐慌の影響をうけて400人の労働者が解雇された。管理部の観察によると、一部分の労働者は全く工場を立ち去ったが、大部分の労働者は工場近くにのこり次の仕事をまっていた。

このような労働市場の発展の中で、ロシアにおける統一的国民的労働市場における原型的諸特徴を変貌させる要因もあらわれはじめていた。ウラルの鉄道では、80年代後半に入って、1881年に開校したペルミ鉄道技術学校から、鉄道員の子弟が基幹常備労働力として確保されるようになるや、常備労働者数を最低にとどめ、短期、出来高による雇傭を多く利用するようになった。ウラル鉄道労働者中、常備労働者の比率は80年代はじめの65%から90年代末の50%弱にまで低下し、かわりに、日雇労働者の割合が、29%から51%にまで増大した（のこりは臨時雇労働者）。⁶⁰⁾ こうした事情のうらには、鉄道が官営になり、常備労働者が下級官吏のあつかいをうけるので、そのような「身分」のものを多くしない、という政策上の理由も考えられるが、ともあれ、資本の利益が、労働者を年俸で緊縛することから、無権利の短期雇傭状態につきはなすことに移行している、ということの意味し、労働市場の状態の本質的転化、いわば労働市場の完成を暗示するものである。同様のことをニコリスカヤ・マニユファクチュアの例にとると、ここでは、すでに1880年代のなかばに、半年毎の雇傭という形は工場主にとって不利益なものとなりはじめていたという。すなわち、半年間について定められた賃金は、労働者を拘束するとともに雇主をも拘束する。とくに、大量的失業の存在している条件のもとでは、それは雇主による賃金切下げのための行動を束縛する。⁶¹⁾ 管理部は、新しい機台が入るたびに賃率を切り下げたりしていたが、⁶²⁾

それでもまにあわず、罰金控除の形で賃金切り下げを行なおうとし、モロゾフ・ストライキ勃発の近因をつくったのであった。

1886年6月3日工場法は、労働市場の以上のような発展を背景にして作成され、公布されたと考えられる。この法は、労働者の雇傭、解雇のための条件、工場内規などの基本、賃金支払方法、罰金の最高額などを規定していた。具体的に重要なものは、第1に1861年当時のような契約書ではなくて、賃金支払手帳を各労働者にもたせる制度を一般化することであった。支払手帳のいろいろな形は、1840年代からあったし、多くの大工場ではすでにそれを採用しており、また若干の部門では1886年以前の小さな法できめられていたものであったが、この制度の一般化は、「雇傭契約は、個々の労働者と結ばれてもいいし、一家族全体と結ばれてもいいし、さらにアルテリと結ばれてもいい」とするこれまでの体制の事実上の変更であり、労働力売買における連帯責任を事実上排除していくことである。一方では、この手帳に毎日の賃金と罰金を記入し、工場内の規則を印刷貼附して職場内秩序を有無いわさぬ形で確立しようということでもあった。第2に、この法は、少なくとも月に2回以上賃金を支払うべきこと、賃金は現金で支払われるべきことを定めた。このことにより、以前、ロシアの工場において普及していた次のような支払方法、すなわち、労働者は会社の売店から必要品を掛買し、工場主は賃金を支払うのを差し控え、工場年度が終ったとき、あるいは半年毎の一斉解雇期に賃金と工場売店の売掛とを清算するといった制度が事実上禁止されるにいたったのである。第3に、この法は、雇傭の期間を制限し、かつ、工場主が労働者を解雇する際には2週間前に予告すべきことを定めた。第4に、罰金の最高限をこまかにきめたが、ここでは立ち入ったことに触れない。第5に、この法は、労働者の賃金から医療扶助の代金および、照明の費用、用具の使用料を控除することを禁じた。工場内にもちこまれ利用されていた問屋前貸的な関係の廃止ということであろう。

こうして、1886年6月3日工場法は、工場主の専横に一定の制限を加えて労働者を保護したものであったが、労働市場関係における労働者側の権利を

拡大するといったものとはいえない。というのは、あいかわらず、一旦契約した雇傭関係を破棄することは、労働者にとって違法のことであったからである。とはいえ、この法は、ロシアの労働市場の発展、その中での、ロシア労働市場成立時の原型的諸特徴の動揺、変質を背景に、古い工場制度を克服し、新しい労働市場関係をオーソライズするものであったといえよう。

次に、労働市場の拡大にともなう雇傭形態その他の変化を、農業についてみよう。以前に出稼ぎがあまり発展していなかった時代に、南部の土地所有者は自分の手代を北部諸県にやって、村役場をつうじて税金の滞納者をやっていた。⁶³⁾ 今や、農業労働者は大群をなし、鉄道の土手や汽船のはしる河の岸にそって、数百、数千ヴェルスタをあるいてくる。労働者の約10分の1は河船ののってくる。彼らは平均2ルーブリもって、10コペイカで1カ月間の身分証明書を手に入れ、10日から12日旅をつづけて目的地につく。都市や商業的村落や鉄道の駅などが狭義の労働市場となり、そこに労働者と雇主があつまる。資本主義農業の発達した南部では、労働者は労働に対する需要に応じて賃金をより正確に調節することを可能にする1日ごとあるいは1週間ごとの雇傭をえらぶ。賃金のはげしい変動から、雇主および労働者相方の側からの無数の契約破棄がひきおこされ、労働者は高い賃金を要求するように申し合せ、雇主はより安い賃金を与えようと申し合せている。⁶⁴⁾ 契約の破棄と労働者における金額申しあわせは、当時のロシアにおいて、非合法的ストライキの要件であるにもかかわらず、労働市場の発展の中で、そうしたことが事実上、ひろく行なわれるようになっている。以前には、年雇労働者を少なくし、農繁期に定期労働者 (срочовый рабочий) や日雇労働者をやっていた経営が、いまは、1週間たっても労働者に暇を出さぬようつとめ、労働に対する需要に応じ雇主の方から割増をつけたたりしている。⁶⁵⁾ 純粋な労働力の日売買、それにもとづいた、近代的な常傭労働者のタイプがつくり出されつつある。一部には、近代的な労働市場仲介組織さえ構想されはじめた。すなわち、ヘルソン県の県医師大会に提案された構想は、診療＝食糧補給所の設備を改善し、その活動をひろめて、労働賃金とその変動に関す

る情報をえる職業紹介所のようなものにとともに、労働者を多く使っている農業経営への監督機関にしよう、というものであった。⁶⁶⁾ 以上のよう
に、19世紀末の南部には、極めて近代的労働市場関係が成立しはじめてい
た。

すでにのべたように、南部を代表とするこのような近代的労働市場の発展
は、統一的国民的労働市場の内部にある、雇役制の種々な形態を利用しなが
らユンカー的道を進んでいる旧貴族経営＝地主経営にとって脅威であっ
た。その脅威は、具体的な一面としては、労働力不足、確保した労働力の質
のわるさ、労働力の流動性、不安定性、としてあらわれた。いまや地主にと
って、雇役制のみにたよって労働力を確保することがむずかしくなってくる。
こうした事情を背景にあらわれたのが、1886年工場法と期を一にして、
同年に制定された、1886年農業労務契約法である。その内容は、「新たに、労
働手帳の制度をもうけて、ある程度まで労働者を雇主の支配下に緊縛すると
ともに、労働者が契約を破棄し、または契約を誠実に履行せざるときは、こ
れに対して刑罰を課する」⁶⁷⁾ というものであった。この法の意義は、第1
に、農業においても雇役制度による、中世的、村落的、家父長的な労務管理
のみにたよらず、工鉱業に採用展開されていた、やや近代的な大規模な労務
管理をとり入れようとしているところにみられるように、大工業に展開して
いた労働市場関係を農業へも拡大して行こうとするところにあり、第2に、
出稼ぎ労働の展開とともに、労働力の販売者と購買者の力関係が、あるいみ
では農業においての方が工業におけるよりも販売者にとって有利な状態さ
え生じている事態の中で、ユンカー的道に対し強力にテコ入れしようとしたこ
とにある、としてよいであろう。ともあれ、1886年に、工業および農業にお
いて、並行して、雇傭関係に関する法が制定されているのは、1861年に成
立したロシアの統一的国民的労働市場の発展が、このころに一定の変質をと
げたことの証左とみるべきであろう。

さて、この時代における労働市場の拡大発展は、一定地域内における量的
質的拡大のみならず、地域的にも拡大する傾向を伴っている。ここで問題

となるのは、原料立地による産業がたえずこれまでの労働市場の周辺に生まれ、周辺地区には、時折、労働市場の中心部ではすでに克服されたとき古い労働市場関係が再現することがある、という点である。また、それらの地域では、古い労働市場関係が、比較的長期間残存するということもある。たとえば、南部の鉱山では、長いこと労働者の雇傭を請負人やアルテリをとおしておこなった。労働者は、坑にあらわれるや否やたちまち請負人や坑主に対する従属状態におち入った。雇傭条件の中には、賃金は1カ月たったのち支払われる、1カ月あるいは半月分の賃金は、保障として事務所へ留置かれる、とあった。労働者は必要な品物を前借りせざるを得ず、たちまち坑主に対し債務者となった。すきなときに立ち去ることはできなくなる。坑主たちは年に1回ないし2回給与を支払うのみであり、しかも、その給与さえ、現金でなくて、売店への支払命令書であることが多かった。⁶⁸⁾

カザクスタンの諸企業において、労働者の募集は特別の募集人によってなされた。通常、バイ（トルケスタンの豪農・豪商）やアウリの長老あるいは郷の役人が募集人になった。契約は口頭でなされること多く、さぎの行為も多かった。被募集人は募集人から金、あるいは品物を手付としてうけとり、受領証に捺印したが、その証文には通常実際にわたされたものより多額に記されていた。また、募集人は、しばしば手付金の半分のみわたして、残金は現地到着後に支払うとし、実際には支払わなかった。また、バイやアウリの長老が募集人と契約をむすび、金や商品をうけとって近所の貧農を徴発して送った。⁶⁹⁾

手付金の制度が雇傭関係で重要な要件をなしていた。カラカンド地方の例でみると、手付金は通常5～20ルーブリであった。雇主からの手付金を返還することはだれにもできず、したがって契約期間中は雇主をかえられなかった。連帯責任制度も利用されていた。⁷⁰⁾

産金業では、労働者は、4月半ばより10月末まで、180—200労働日働いて支払をうける。その際彼らは翌年の契約をして、手付金をうけとって帰っていった。⁷¹⁾ 彼らは常傭化しつつあるが、やや債務奴隸的方式をもってで

あった。1895年に制定された「産金業における労働者の雇用に関する規則」は、労働者は雇主のどんな要求をも、異議をさしはさむことなく熱心に遂行せねばならぬ、労働者は雇主と雇主の財産を安全に保たねばならぬ、労働者は契約期間の終るまで企業を立ち去ることはできない、企業家には、逃亡したり所在不明となったりした労働者を捜査し、彼らを強制的に企業につれかえす権利をもつ、等を規定していた。

以上のように、新らしく労働市場にくみこまれていった周辺地区では、古い、債務奴隷的・暴力的なものがながくのこり、1890年代においても、生れたばかりの自由雇傭労働市場の諸特徴を維持していた。

第4節 革命前夜の労働市場

1890年代末より1905年の革命をはさんで1917年の革命にいたる時期には、ロシアの労働市場はどのようなところまで発展していたのであろうか。

まず労働者数の月別変動の資料よりみると、1897年、コストロマ県のネレクツキー郡における諸工場の例では、労働者数はあいかわらず夏に少なく冬に多いなだらかなサイクルを描いているが、最大の12月でも年平均の105.1%、また最少の4月でも95.5%と、⁷³⁾ その較差はせばまっている。コストロマ県において労働者数がかく安定していたとするならば、他の諸都市においても、ほぼ同等以上の状態であったとみてさしつかえないであろう。第11表は、ドンバスの炭鉱業における労働者数の月別変動を示すが、ここでは次のことが注目される。すなわち、労働者数の月別変動それ自体の大きさは1900年についてみた第10表とさしてかわらぬとはいえ、1904、1907、1910年いずれをとってみても、労働者数最大の月と、労働者数最小の月が各年によってことになっているのである。労働市場の状態を特徴づけるものとしての、農家労働力の出稼ぎと還流という形は依然としてのこっているとしても、労働市場の大きさを規定するそれ以外の要因が力をましていることが示されているといってよいであろう。リガにあった、ゲオルグ・タリゲイム所有の製材および砕石所では、作業の季節的性格から、労働者数は1899年に1月

第11表 ドンバス炭鉱業における労働者数月別変動

(年平均に対する%)

	1904	1907	1910	1913
1 月	111.6	97.8	101.3	100.4
2 月	108.7	104.6	104.5	98.0
3 月	99.6	106.2	100.6	100.0
4 月	101.3	96.4	103.1	86.6
5 月	101.3	104.7	98.7	93.5
6 月	99.6	96.4	76.8	93.2
7 月	89.3	96.8	77.4	90.7
8 月	87.1	91.4	86.1	67.3
9 月	92.1	97.4	97.3	93.9
10 月	102.2	104.7	114.7	108.1
11 月	101.5	109.3	119.5	119.1
12 月	106.1	96.4	120.6	120.0
平均労働者数	77,300	117,100	111,400	168,400

A. Г. Рашин, Указ. соч. стр. 511.

56人, 2月 52人, 3月 62人, 4月 105人, 5月 117人, 6月 105人, 7月 150人, 8月 169人, 9月 169人, 10月 180人, 11月 57人, 12月 52人というように月別変動を示したが, こうした季節的な労働力需要のために労働力プールとなっていたのは, はしけ船頭であるとか, いかだ乗り師とかその他の港湾労働者であった。⁷⁴⁾ すなわち, 一定量の停滞的過剰人口の発生である。

過剰人口の諸形態の中には, 潜在的なそれというよりは半農奴制的なものもあった。1890年代に入って, 大量の農業労働力の需要地である南部に農業機械が導入されることにより, 出稼労働への需要が減じたこと⁷⁵⁾ なども報告されているが, 一方には次のような事態ものこっているからである。すなわち, ウラルでは, 雇役制を利用した鉱山業の発展テンポの低さ, およびそれに加わるに機械の導入による労働力需要の減少によって, 慢性的失業がたえず発生していた。この地域において, 労働者たちは, いわば工業におけるユニカー的道によって陶冶されつつあったわけであるが, そこから排除され

放り出された労働者たちは、1861年改革をウラルにもう一度適用するよう要求したのである。鉱山主の土地を労働者に分与することに関する部分的立法は、官営鉱業所に関して1877年3月12日法、1901年6月20日法と、私有鉱業所に関しては1893年5月19日法とつづいている。さらに、1912年ウラル鉱業主大会総会は、労働者が現に利用している土地を1861年の価格で労働者に与えることに意見が一致し、また、1916年4月、閣議は私有鉱業所の労働者に1862年12月3日法を適用する法案をきめている。⁷⁶⁾ 労働者をユンカー的道によって陶冶するに余分になったものたちは、やっと農民土地所有者にもどされつつあった。

もっとも、以上のような状態は部分的であり、すでにみたように、労働市場の性格を規定していたのは、分与地を農村にもちつつ、出稼ぎによって自由雇傭を求める労働者たちであったから、労働市場の拡大とともに農村の潜在的過剰人口は労働市場に登場し、労働市場の縮小とともに農村へ還流したのであろう。この流れは、労働市場の縮小があまりに急激なときには、やはり政府の政策の中にあらわれた。リャシチェンコによると1900—1902年は恐慌による失業のはげしかった時期であった。企業閉鎖のため、1901年には34,800人（鉱業をのぞく）が、1902年には33,300人が解雇された。恐慌はところによって破局的規模となり、政府は余儀なく、解雇された労働者を郷里へ送還するための特免運賃を設定した。1901年の夏、エカテリノスラフだけでも、この手続により10,000人の労働者が送還された。⁷⁷⁾ この事実は、うたがいもなく、政府の方策の背景にそのような労働市場の構造が対応して存したことを示すとともに、大量解雇が、放置すると大量の停滞的過剰人口を発生させ、社会不安のたねとなったであろうことを示している。同時期にあっても、階級的力関係のことになった時期には、ちがった現象があらわれている。

1906年春先、モスクワには1905年12月の蜂起によるもの2,000人を含み15,000人の失業者がいた。5月、モスクワの失業者数は、新しいロック・アウトと農村よりの還流により20,000人になった。6,000人がモスクワを追

放されたが、14,000人がのこっていた。失業者組織の活動と、強い世論におかれて、モスクワ市会は6月6日、とうとう公共事業を運営することにきめた。6月26日カリトニコフ墓地で、7月4日ソコリニチャ地区で、7月12日、トレフゴールヌイ碎石場で、7月18日ヤウザ河流統制工事が、7月28日ホドインスキー原で、7月29日セルプホフ関所で、仕事が始まった。1日の労働者数は最大2,110人に達した。この公共事業は、予算項目としても他の流用で一時的なものにすぎず、8月11日に早くも中止されてしまったが、⁷⁸⁾ ペテルブルグやモスクワで起ったこのような新しい事態は特筆さるべきものである。

労働市場の拡大と内容的深まりとは、さきに1890年代の南部農業労働者の労働市場の例にみたように、一面では労働力の自由な流動性を増す。1900/01年のツィンデリ工場の例にみると、一斉雇入れ期から一斉清算期まで（一年間）企業に継続勤務したものは、月給で支払われる熟練工で62.3%にすぎず、日給を支払われる男子で43.2%、日給を支払われる女子で38.9%であった。ツィンデリ工場では有能な労働者を逃さぬために、25才以上3年以上勤続のものには定期的に報償金を出すこと、および、この報償金の半額は企業にとめおいて積立て、50才になったとき、または15年以上勤続者に対しては40才に達したとき支払う、という制度をつくった。⁷⁹⁾

一方、労働市場の拡大と深化は、恒常的に労働力を販売して生きるプロレタリア層が厚みをましてくるということでもある。第12表にそれをみるならば、分与地をもった労働者としても、工場労働に長い経験をつみかさねてきていることを示す。

さらに第13表にみるように、ロシア資本主義における集積・集中の過程は、労働者をも巨大企業へと集中して行った。綿工業や金属工業や製糖業などに、その傾向が顕著にみとめられる。

一方における、恒常的にどこかへ労働力を販売せねばならぬプロレタリアートの集積、他方における、労働力購買者としての資本の集中は、常備工制度を企業内につくり上げるに有利な条件をなしている。事実、特定企業にあ

第12表 ウラジミール県シュエーヤ郡の労働者の工場労働経験年数

(1899)

	一 年 未 満	二 — 三 年	四 — 五 年	六 — 七 年	八 — 十 年	十 一 — 十 五 年	十 六 年 以 上	不 明
(男子)								
播 種 せ ず	9.1	9.8	7.9	4.7	9.8	11.8	39.9	7.0
播種 3 デシャチンまで	10.4	12.8	7.5	5.7	7.7	9.8	39.8	6.3
〃 3.1~6デシャチン	11.9	16.5	13.2	7.6	8.9	9.7	25.5	6.7
〃 6.1 以 上	12.6	19.2	13.7	9.4	12.6	8.8	18.6	5.1
(計)	10.9	14.1	10.4	6.5	9.3	10.2	32.1	6.5

A. Г. Рашин, Указ. соч. стр. 501.

第13表 1913年における労働者の集中

生産部門 \ 企業規模 (労働者数)	21—50	51—100	100—500	500 —1,000	1,000 以 上	計
綿 工 業	0.9	1.1	9.5	10.6	77.9	100
羊 毛 工 業	6.2	8.6	29.3	21.4	34.5	100
印 刷 工 業	29.9	22.5	36.4	7.4	3.8	100
金 属 工 業	6.3	9.2	26.5	15.0	43.0	100
製 粉 業	35.5	25.9	34.0	4.6	—	100
製 糖 業	—	—	38.4	35.7	25.9	100
その他食品工業	24.1	19.7	31.2	13.0	12.0	100
化 学 工 業	5.4	7.2	33.1	13.9	40.4	100

A. Г. Рашин, Указ. соч. стр. 101.

って、系統的に自己の労働力を販売する労働者群は、特に熟練工の多い金属加工業などにおいて、明らかにみとめられるのである。第14表はバルチックー造船・機械工場における労働者の勤続年数別分布である。勤続5年以上が全労働者の34.7%を占めている。徒弟、助手などをのぞくと、この比率は一段と高まるであろう、とくに、組立工でみると、その比率は60.1%、機械工・火夫で58.8%、工作機械工で46.4%となる。しかも、この数字を考えると、次の事情が考慮されなくてはならない。すなわち、バルチックー工

第14表 バルチツキー工場労働者の勤続年数

	労働者数	1年未満	5年未満	10年未満	15年未満	20年未満	20年以上	計
全労働者 (うち)	4,551	13.9	51.4	25.9	5.2	2.1	1.5	100
小鍛冶工	751	8.9	48.7	32.6	5.1	2.7	2.0	100
大工, 型板工	500	11.8	45.4	33.0	7.4	1.6	0.8	100
助手	487	10.7	68.8	18.3	1.4	0.6	0.2	100
中ぐり工, 型ぬき工	460	0.4	70.2	26.3	2.0	0.9	0.2	100
組立工	394	0.3	39.6	55.0	6.3	3.0	0.8	100
工作機械工	310	19.7	33.9	27.1	8.7	3.5	7.1	100
鋸締工	203	18.2	70.5	7.3	2.0	1.5	1.0	100
徒弟	207	52.7	47.3	—	—	—	—	100
鍛冶工, 製カン工	184	25.0	42.4	17.9	9.8	2.2	2.7	100
刻印工	141	14.2	67.4	12.1	3.5	1.4	1.4	100
塗装工	139	5.8	72.6	18.0	2.2	0.7	0.7	100
雑役工	127	18.9	63.7	12.6	1.1	2.4	0.8	100
機械工, 火夫	114	18.4	22.8	32.5	18.4	6.1	1.8	100
溶鉄工	105	32.4	28.6	26.7	9.5	2.8	—	100
指物工	107	6.6	57.0	28.0	4.7	2.8	0.9	100

A. Г. Рашин, Указ. соч. стр. 503

場の労働者総数はほぼ10年前の1894年には2,763人にすぎず、20年前の1884年には1,198人にすぎなかったということ⁸⁰⁾ これである。労働者の半分は、最初から10年以上勤続になる資格をもっていないところの、工場の拡大とともに新らしく募集されたものたちであるということである。それを考慮に入れるならば、労働者の定着度はかなり高いといつてよいであろう。

このような条件のもとで、雇傭形態にも新たな問題が生ずる。企業は常傭労働者を増やす努力とともに、常傭化した日傭労働者の利用に着手する。すでに前節で、ウラルの鉄道における日傭労働者の利用の問題に触れたが、鉄道においては各地で同様のことが行なわれている。そして、1894年、ロシアにはじめての「合法ストライキ」なるものがウラジカフカス鉄道で勃発した。すなわち常傭化した日傭労働者たちが作業を放棄したのである。日傭契約なるが故に、契約内容に関する違反は問題にならず、しかも明らかなスト

ライキであったがゆえに、問題とされたのであった。このような事件がおこるそのこと自体、1886年法が想定した労働市場関係が大きく変質してしまっていることをいみしている。

同様の問題をめぐって、次のような事実の報告がある。1913年7—8月に、バクーのカスピ＝黒海石油会社でストライキが起った。そのストライキにおける労働者の要求の中に、「15日継続して労働した臨時労働者は至急、定員に算入せよ」というのがあった。⁸¹⁾ これは、一面では労働強化に対する反対でもあろうが、他面、臨時工の常備化を要求する雇用に関する要求でもあるとみなくてはなるまい。同じバクーには、次のような事例もみられる。すなわち労働者の採用にあたって、試用期間がもうけられていた。その期間の長さは企業によってことなり、あるところでは1週間であり、またあるところでは2週間であった。試用期間の長さは雇傭に関する特別条項をなしており、しばしば試用期間中の労働者には全然報酬が出なかった。時折、雇主たちは、申し分なく働く労働者の労働を試用期間中のみ利用し、その上で彼を雇傭することを拒否した。⁸²⁾ 同時期、チフリス県の工場監督官のもとへ、10～20年間大過なく勤務してきた初老の労働者達が、解雇されたことを不満とし、労働者としての権利を回復してほしいと請願している。⁸³⁾ この事実も、常傭工制度の確立を他の面より明らかにするものである。

常傭工制度の発達には、労働力売買における採用と解雇の二点の重要度をたかめる。多くの企業において、労働者の採用、解雇は通常下級の職制に委任されており、収賄が横行していた。職長の横暴に対する労働者の反抗は、ロシア労働者状態史の全期間をおおっているが、この時期の中で労働者の力のつよまった1905年には、注目すべき動きがあらわれている。すなわち、1905年、鉄道従業員たちは2月のストにより、「労働者の雇入れおよび解雇には労働者代表の同意を要する」という「工場憲法」を獲得している。⁸⁴⁾ また、「労働者の雇入れ、もしくは解雇権は、管理者側ならびに労働者側の同数の代表者よりなる委員会に移されるべきものとする」という工場内規を獲得した工場さえ出た。⁸⁵⁾ 以後、こうした要求は、労働者の中よりくりかえしあら

われている。それに対し、ペテルブルグ工場主同盟は、傘下の92会社をもって1905年3月15日、協定を結んだが、その中には、「工場管理者による労働者の解雇権に、労働者および労働者の代表者のいかなる干渉もゆるさないこと」という一項があった。なお、この協定には、のち67,000人の労働者を擁する125の会社が参加した。⁸⁶⁾

資本は、単に常傭工制度の確立によって労働市場を統制するにとどまらず、更に全面的な労働市場組織化をめざして進んでいる。その代表的なものは、ペテルブルグ工場主同盟が組織した「労働者雇傭案内事務所」である。この事務所は、1909年に開所し、「地域のために優良で信用できる労働者基幹要員を漸次的選抜によってつくり上げ、間接的に工場規律を確立」せんことを目的としていた。すなわち、第1に同盟内の企業に労働力を確保するために労働市場を独占するとともに、第2に、労働者を選抜し、革命的要素をとりのぞこうとするものであった。同盟のメンバー企業は、自分のところで一度でも雇傭したことのある全労働者について「事務所」に情報をもたらす義務をもち、それらの情報は事務所によってまとめられ、各工場管理部へ知らされた。加盟企業は、「事務所」をとおさず労働者を雇傭することもできたが、「事務所」に申し込むと、「事務所」はその企業に労働者を派遣することになっていた。この「事務所」は、当初、機械部門だけからはじまり、1911年より全部門にわたるようになり、1912—1914年には恒常的に137,000人の労働者を登録調査していた。同様の組織が、「労働者雇傭事務局」という名でモスクワにも1909年にできていた。⁸⁷⁾

ペテルブルグ工場主同盟では、パー・パンコフの指導のもとに標準賃金手帳を作成した。この手帳は雇傭時に労働者に手渡され、異議ないときは契約がむすばれたとみなされた。この中には、工場法に違反するとき規定も入っていた。雇主に予告することなく仕事を去ったときの「違約金」についてのとりきめもあった。これは、すでに1880年代までのそれとは内容をかなり変更しており、主としてストライキ闘争に対する予防策の意味をもたされていた⁸⁸⁾とはいえ、工場主が労務管理において、この期になっても農奴制

残存物への依存の傾向をつよくもっていたことの証左として興味をひかれる。ストライキが通常の現象になるや、それに対応する労働市場的対策もたてられている。ペテルブルグには、1912年に、居酒屋その他をつうじてストライキやぶりを供給することを専門の業務とするリヴォヴィ会社があったし、ウラジオストックには、朝鮮人や中国人をストライキやぶりとして供給する、特別の商館があった。⁸⁹⁾ 労働市場を色づけるものとして、農奴制的暴力に加えるに、アメリカ的むき出しの資本の暴力があらわれはじめている。

さて、ここで、この時期の労働市場の地域的構造を一見しておこう。第15表はヨーロッパロシア50県について、1897年における労働者分布をみたものである。労働者数は、モスクワ県、ウラジミル県などを含むモスクワ工業地帯にもっとも集中している。なかでもモスクワ県は全国の労働者の14.9%を擁して第一位を占め、したがってロシアの労働市場の中心をなし、全ロシア

第15表 1897年ロシア労働者の地域別分布[※]

	労働者数(千)	対全国比(%)	全住民に対する 労働者および 奴婢比率(%)
モスクワ工業地方	912.7	27.4	19.6
新ロシア地方	411.4	12.4	12.1
湖沼地方	387.3	11.6	18.6
中央黒土地方	352.2	10.6	7.6
ウラル地方	278.5	8.4	8.1
ボルガ下流地方	205.0	6.2	7.6
西南地方	191.4	5.8	8.1
左岸ウクライナ (小ロシア)地方	154.0	4.6	8.7
沿バルチック地方	142.0	4.3	30.0
白ロシア地方	132.8	4.0	8.0
リトアニア地方	131.9	4.0	12.9
極北地方	24.9	0.7	5.8
50県総計	3,324.1	100.0	11.1

※加工工業・運輸・建設・商業・雑役・日雇労働者

A. Г. Рашин, Указ. соч. стр. 178, 182.

第1, 第2項と第3項は出所が別である。

の賃金水準をきめるものはモスクワ地方の賃金であるといわれる状態をつくっていた。次に位するのがペテルブルク県で、労働者数は全国の10.0%を占めている。⁹⁰⁾ この労働市場は、モスクワの労働者の半数が郡部にあって農村との結合がつよかったのに対し、市部およびその郊外に集中していたため、独特の地域をなしたとされる。

この時期の労働市場の問題を考えるさいに忘れられないのは、ロシアの労働市場の帝国主義的性格である。支配民族たる大ロシア人にまじって、雑多な諸民族の労働者が労働市場に入りこんでいた。大企業では、ロシア人とともに、ウクライナ人、白ロシア人、ラトヴィア人、エストニア人、グルジア人、アルメニヤ人などが働いているのはごく通常の現象であった。⁹¹⁾

ロシアは、資本や技術の導入をとおして、西欧に対する一定の従属状態にあったが、そのことは、工場内における技師や職長が応々ドイツ人その他の西欧人であったことにもあらわれていた。そうした状態は、ロシア国内における技術要員の養成がすすむにつれて、徐々に変化しつつあった。第16表は南部冶金業における技術要員の構成変化を示すものである。

第16表 南部冶金業におけるロシア人技術要員の割合(%)

	技 師	中等教育を受けて技術要員となったもの	教育を受けていない技術要員
1905	64.4	53.4	56.0
1912	73.0	67.4	76.5

A. Л. Цукерник, Синдикат Продамет, Москва, 1959, стр. 251.

諸民族が共通の労働市場で混合していた例として、1897年、エカテリノフラフ県の、アレクサンドロフスキー工場における労働者の民族別構成を示すならば次のごとくであった。すなわち、ロシア人67%、ウクライナ人30%、ポーランド人2%、ユダヤ人0.2%、その他0.7%である。⁹²⁾ また1903年、バクーの第1マンタシェフ石油工場の労働者の民族別構成は、グルジア人30%、アルメニヤ人65%、ロシア人3%、その他2%であった。この場合、ロシア人労働者の割合がここでは少ないが、バクーの企業では熟練労働者

を中央ロシアよりつれてきたとあるから⁹³⁾ 重要である。カラカンド地方のスパスカヤ工場でも、熟練職工を中央ロシアより呼び、不熟練労働を地元のカザク人によって充足していた。そして、ロシア労働者によってなされていた作業が一つ一つと賃金の低いカザク人労働者によって取かえられていった。⁹⁴⁾ モスクワの「ボガートィリ」ゴム工場では、安価な労働力を求めて1900年よりタタール人（カザク人）が募集され、1904年には、全労働者 737 人中 125 人、すなわち17%を占めるにいたった。彼らはとくに、当時労働者がサハリンと呼んだ、危険な鉛毒のある白堊部門に充用されていた。⁹⁵⁾

こうした労働市場の帝国主義的性格が、時として、極めて半封建的な労働市場関係と並行して存続していたことも興味深い。「ボガートィリ」工場では、労働者を専らトウラ県のボドホジェフ村とトヴェリ県のヴァシリエフスキー村から募集し、しかも、採用後、ヴァシリエフスキー村出身者を優遇して労働者を分断していたのである。⁹⁶⁾

第一次大戦の勃発は、ロシアの労働市場に特徴ある一時期をつくり出した。すなわち全般的労働力不足と労働市場の軍事化である。ロシアにおける召集兵士の数は、1914年末に 650 万人、1915 年に 1,050 万人、1917 年には 1,500 万人となり、10 月革命直前には国内の労働能力所有者の $\frac{1}{3}$ 以上が召集されていた。⁹⁷⁾ ドンバスでは、召集のために労働力を 30~40 % 失ない、とくに熟練工の不足はいちじるしかった。戦時工業委員会の調べによると、1915年、エカテリノスラフ県で労働者が 103,794 人不足しており、オデッサで 2,740 人不足していた。⁹⁸⁾ 軍事工業の能力の低下をふせぐために、政府は、「防衛」に関係する工業に働く労働者に徴兵を猶予する制度をつくり、農業や平和産業より労働力を吸引した。1916年には、工業労働者 223.4 万人のうち 163.6 万人、すなわち73.3%は「防衛」指定産業に働いており、この労働者の多くは徴兵猶予をうけていた。それでも労働力が不足したので、資本は戦争捕虜や避難民や在監者をつかいはじめた。さらに、ペルシャや中国からさえ労働者がつれてこられた。金属工業にさえ、70,000人の中国人労働者が働いていた。⁹⁹⁾ 中央アジアからつれてこられた農民たちは、ひどい労

働条件におかれており、たとえばアレクセエフスキー砂糖工場には 150 人の中央アジアよりつれられてきた労働者が働いていたが、うち 80 人が手足にひどい凍傷を起していたが労働を強制されていた。逃亡者は強制的につれもどされていた。¹⁰⁰⁾ 1917 年はじめのドンバス炭鉱業における労働力構成は、第 17 表にみるように、徴兵猶予者と捕虜とで 70% を占めるといったものであった。また、別の資料によると、南露の炭鉱業では、徴兵猶予者と捕虜と避難民とで労働力構成の 65.3% を占め、炭鉱業以外の鉱業では 61% を占めていた。また、この点はウラルでも同じであったとされる。¹⁰¹⁾

第17表 ドンバス炭鉱業における労働力構成 (1917年はじめ)

	労働者数(千)	割合
全ドンバス (うち)	290	100.0%
徴兵猶予者	128	44.4
捕虜	75	25.7
女子	12	4.0
児童	19	6.0
その他	56	19.9

A. A. Нестеренко, Очерки истории промышленности и положения пролетариата Украины в конце XIX и начале XXв. Москва, 1954, стр. 275.

一般的労働力不足のもとにおける、徴兵猶予者と捕虜とを主体とする労働力構成は、必然的に労働市場の軍国主義化をもたらした。徴兵猶予の制度をきめたのは、1914年9月に陸軍大臣によって認可された規則であるが、この規則は、徴兵猶予をうけられる事業の選定は企業家組織の代表者よりなる委員会に委任すること、猶予をうけた労働者は、管理部の許可なしにある企業より他の企業へ転職することを禁ぜられることなどをとりきめていた。¹⁰²⁾ 1915年7月13日付の内務大臣回状には、軍需品の生産のために徴兵猶予をうけて工場にのこされた兵役義務労働者は、ストライキに参加したり欠勤したりすると、ただちに交戦地へ派遣するための集合点に向けられる、とあった。¹⁰³⁾ 1916年6月1日、あたらしい回状があらわれた。それによると、徴

集猶予をうけている労働者たちは、猶予期間に一回だけ転職できるとあった。¹⁰⁴⁾ 労働者たちは、労働市場を自由に移動する権利を回復するために闘っている。ベテルブルグの例でみると、兵役義務労働者が他の工場へ転職する権利を求めて、1916年2月29日、「エドワルド」工場の労働者が、1916年6月24日、パルチックキー工場の労働者がストライキを行なっている。¹⁰⁵⁾ 1915年12月22日、トゥラ銅精練工場で起ったストライキに対する政府の対策は次のごとくであった。労働者はすべて賃金の清算をされ、解雇された。そのうち徴兵義務者は軍隊におくられた。1月なかば、さらに一連の労働者がストライキに入ると、工場はロック・アウトされ、知事は陸軍省の指示で労働者の中の徴兵猶予者をよび出し、工場へ強制的につれもどした。つづいて2月3・4・5日、プチロフ工場にはじまったストライキの経過は次のごとくであった。工場管理部はまず、ペトログラード軍管区長官および北部戦線補給部長官フロロフ將軍の許可のもとに、「ストライキ参加者中の徴兵猶予者は軍務に拘引され、兵士の資格で工場での以前の仕事につけられるであろう、」と脅迫した。2月5日、ペテログラード軍管区長官の命により、工場は閉鎖され、ストライキ参加者たちは解雇され、徴兵猶予者たちは軍隊におくられた。2月9日、かつて労働者だった兵士を利用して工場は再開された。2月22日、それに抗議する労働者のストライキが再度おこると、全労働者が解雇された。徴兵猶予者は軍務につけられ、2,000人以上が懲治大隊へおくられた。工場は兵士の力で操業した。¹⁰⁶⁾ ここで現われはじめた現象は、やがて全面的となった。1916年の夏になると、工業の状態が深刻となり、政府は、まだ満期になっていない兵士＝労働者を戦線から工場へよびもどしはじめた。彼らは、軍服を着用し、軍事的規律のもとにおかれ、ストライキに参加したときは軍事野戦裁判にかけられた。¹⁰⁷⁾

以上のように、労働市場の軍事化は事実上相当程度に進んでいった。しかし、一方からいえば、労働市場の全面的な軍事化に関する法制は、各方面よりの要求にもかかわらずついに日のめをみなかった。商工業大会評議会や、ペトログラード工場主同盟機械部門では、軍需品をつくる工場の労働者すべ

てを徴兵猶予者のあつかいにし、不服従のものを軍事裁判にかけられるようにしようと考え、海軍大臣もそれに賛成したが、内務大臣マクラコフは、労働者の騒擾をおそれて、その案をしりぞけた。戦時工業委員会でも同様のことが問題となったが、グチコフら中枢部は簡単にうごかなかった。国会もまた、全面的軍事化案には反対していた。¹⁰⁸⁾ このことは、一般に労働者の闘争の高まりによって説明されうるが、その際、当時の労働者が、こうした労働市場の軍事化を、第4国会のポリシェヴィキー議員の発言にもみられるように、「農奴制の普及」¹⁰⁹⁾ とうけとったことが注目されるのである。ここでも、農奴制の問題と国家独占資本主義の問題が錯綜している。

む す び

以上の観察から、大略次のようにいえるであろう。

ロシアにおける労働市場は、主として国有地農民より成る農民群の私営企業への出稼ぎにその萌芽を有した。この労働市場は、そこに労働力の販売者としてあらわれる農民が、農民そのものとしては土地に緊縛された領主や国庫に隷属する農民であったが、出稼ぎ労働者としては「自由雇傭」であり、その範囲内では一定の人格的独立を保つというものであった。この労働市場は、一方では債務奴隷化の方向による農奴制そのものへの傾斜をうちに含みつつも、他方では、出稼労働者の抵抗および農奴に対する権利を工場主に奪われまいとする領主、国庫の抵抗により、労働市場として発展する制限づきの保障をえていた。この関係を定式化したのが1835年法であった。

1861年の改革は、農奴制の要件であった経済外的強制を一挙に完全に一掃することはなかったが、一応隷属民に人格的自由をあたえた。かくて改革により統一的国民的労働市場が成立したが、その内容は、改革前における「自由雇傭」労働によってつくり出されていた萌芽的労働市場の全ロシア的、全国民経済的規模への拡大という形をとった。出稼農民は、共同体、旅券制度その他によって土地と結びつけられていたからである。この労働市場は完全に均一化したものではなく、一方では、種々の雇役制の形態により農奴制と

つながり、他方では、都市、工場近辺に長期間住みついた労働者（長期出稼者）のつくり出す、一層進んだ形態をも包含していた。

ロシアにおける資本主義の発展は、労働市場におけるこれらの限界をうちやぶりつつ進んでいった。1886年工場法は、労働市場の新らしい発展水準を示すものであった。労働力売買における連帯責任や、労働契約を長期化することにより、事実上農奴化していく方向は基本的に克服されつつあった。しかし他方では、同じ、1886年に農業労務契約法が出され、地主経営にユニカ一的発展の道を援助するための反動もみられた。

19世紀末より20世紀にかけて、ロシアにおける労働市場は一応の完成をみる。労働力の短期売買を基礎とする、強制をとまね常傭工制度も発達をみている。その上、一方では、労働市場にも帝国主義的性格が発生し、さらに大戦とともに、労働市場の軍事化といった新らしい現象も発生したが、農奴制の記憶はいまだに消え去ってはいなかった。

（本稿は、前稿「資本主義ロシアにおける労働時間」とともに、昭和39年文部省度科学研究費によるものである。）

1. 飯田貫一、「ロシア経済史」、158—159頁。
2. 同前、226—229頁。
3. 沢村康、「ロシア農地制度史論」、23頁。
4. 同前、24頁。増田富寿、「ロシア農村社会の近代化過程」、169頁。
5. 増田、同前、169—170頁。
6. М. К. Рожкова, Очерки экономической истории России первой половины XIX века, Москва, 1959, стр. 243.
7. Там же, стр. 222.
8. 沢村、前掲書、26頁。
9. В. Я. Кривоногов, Формирование постоянных кадров наемного труда на заводах, подведомственных Уральской горной администрации в XVIII—первой половине XIX века, Из истории рабочего класса Урала, Пермь, 1961, стр. 87.

10. С. Я. Боровой, Положение рабочего класса Одессы в XIX и начале XX в. Из истории рабочего класса и революционного движения, Москва, 1958, стр. 308 и 318.
11. М. К. Рожкова, Указ. соч., стр. 236.
12. Там же, стр. 235-236.
13. В. Я. Кривоногов, Указ. соч., стр. 92.
14. Там же, стр. 93-95.
15. Там же, стр. 97-102.
16. М. К. Рожкова, Указ. соч., стр. 240.
17. Там же, стр. 241.
18. Там же, стр. 241.
19. Там же, стр. 241-242.
20. Е. Дильмухамедов и Ф. Маликов, Очерки истории рабочего класса дореволюционного Казахстана, Алма-Ата, 1963, стр. 92.
21. 増田富寿, 前掲書, 168頁.
22. Е. Дильмухамедов, Указ. соч., стр. 113.
23. С. И. Сметанин, Рабочее движение на Урале в 20-50х годах XIX века, Из истории рабочего класса Урала, Пермь, 1961, стр. 120.
24. Там же, стр. 112.
25. П. И. Лященко, История народного хозяйства СССР, Том 2, Москва, 1952, стр. 28.
26. Е. Дильмухамедов, Указ. соч., стр. 119.
27. 沢村康, 前掲書, 41—42頁.
28. レーニン全集 第3巻 邦訳, 194頁.
29. Ф. С. Горовой, Влияние реформы 1861 года на формирование рабочего класса Урала, Из истории рабочего класса Урала, Пермь, 1961, стр. 154-155.
30. Е. Дильмухамедов, Указ. соч., стр. 113.
31. Ф. С. Горовой, Указ. соч., стр. 157-158.
32. Там же, стр. 158.
33. Положение рабочих Урала во второй половине XIX- начале XX века, Сборник документов, Москва, 1960, Док., №96.
34. Там же, Док., №97.
35. Там же, Док., №112.
36. Там же, Док., № 107.
37. В. Е. Четин, Рабочее движение в Пермской губернии в 70-х годах XIX века, Из истории рабочего класса, Урала, Пермь, 1961, стр. 181.

38. История Киева, Том 1, Киев, 1963. стр. 394.
39. Рабочее движение на Ярцевской фабрике в 1880-1917, Смоленск, 1956, стр. 39.
40. История Москвы, Том 4, стр. 391.
41. М. И. Гильберт, Движение заработков рабочих в конце XIX в, Из истории рабочего класса и революционного движения, стр. 320.
42. Там же, стр. 327.
43. П. И. Кабанов и Р. К. Ерман, Морозовская стачка 1885 года, Москва, 1963. стр. 20.
44. Н. И. Толоконский, Орхово-Зуевская стачка 1885г., Москва, 1956, стр. 18.
45. П. И. Кабанов, Указ. соч., стр. 18-19. Н. И. Толоконский, Указ. соч., стр. 17.
46. Ленин全集 第3巻, 邦訳 463頁.
47. 同前, 551頁.
48. Н. И. Толоконский, Указ. соч., стр. 15.
49. Э. М. Мильман, Формирование кадров железнодорожного пролетариата Урала во второй половине XIX века, Из истории рабочего класса Урала, Пермь, 1961, стр. 216.
50. Ленин全集 第3巻, 邦訳 199—200頁.
51. 同前, 279頁.
52. 同前, 232頁.
53. В. Е. Четин, Указ. соч., стр. 182.
54. 増田富寿, 前掲書, 180頁.
55. Л. М. Кресина, Рабочее движение во владимирской губернии в конце XIX- начале XXвв. Владимир, 1959, стр. 9.
56. И. М. Лукомская, Формирование промышленного пролетариата Донбасса 70-е—начале 80-х годов XIX в. Из истории рабочего класса и революционного движения, стр. 302.
57. Е. Дильмухамедов, Указ. соч., стр. 119.
58. И. М. Лукомская, Указ. соч., стр. 305.
59. П. И. Кабанов, Указ. соч., стр. 18.
60. Э. М. Мильман, Указ. соч., стр. 218 и 223.
61. Н. И. Толоконский. Указ. соч., стр. 18.
62. П. И. Кабанов, Указ. соч., стр. 20.
63. Ленин全集 第3巻, 邦訳 244頁.
64. 同前, 237—239頁.
65. 同前. 240頁.

66. レーニン全集 第3巻, 邦訳 243頁.
67. П. С. Фатеев, Внутренняя и внешняя политика царизма в 80х--начале 90х годов XIX века. положение рабочего класса, рост рабочего движения и начало распространения марксизма в России, Москва, 1960, стр. 7. 沢村康, 前掲書, 59頁.
68. А. А. Нестеренко, Очерки истории промышленности и положения пролетариата Украины в конце XIX и начале XX в. Москва, 1954, стр. 79.
69. Е. Дильмхамеодв., Указ соч., стр. 94.
70. Там же, стр. 95.
71. Там же, стр. 112.
72. Там же, стр. 93 и 96.
73. А. Г. Рашин, Формирование рабочего класса России, Москва, 1958, стр. 569.
74. Б. Я. Вилкс, Формирование промышленного пролетариата в Латвии во второй половине XIX века, Рига, 1957, стр. 102.
75. レーニン全集 第3巻, 邦訳 227頁.
76. Ф. С. Горовой, Указ. соч., стр. 164.
77. リャシチェンコ, 「ロシヤ経済史」, 邦訳, 下巻 224頁.
78. Г. М. Деренковский, Движение безработных в Москве в 1906, Вопросы истории сельского хозяйства крестьянства и революционного движения в России, Москва, 1961.
79. М. И. Гильберт, Указ. соч., стр. 329-330.
80. А. Г. Рашин, Указ. соч., стр. 110.
81. Г. А. Арутюнов, Стачная борьба бакинских нефтяников в июле-августе 1913 г., Из истории рабочего класса и революционного движения, стр. 406.
82. Н. А. Чахвашвили, Рабочее движение в Грузии, Тбилиси, 1958, стр. 84.
83. Там же, стр. 85.
84. ポクロフスキー, 「ロシヤ史」, 邦訳, 443頁.
85. 同前, 435頁.
86. Я. И. Лившин, Монополии в экономике Москва, 1961, стр. 431.
87. Там же, стр. 400-401.
88. Там же, стр. 401-402.
89. Там же, стр. 440.
90. А. Г. Рашин, Указ. соч., стр. 179.
91. Д. Г. Куцентов, Петербургский пролетариат в 90х годах XIX века, История рабочего класса Ленинграда, стр. 21.

92. А. А. Нестренко, Указ. соч., стр. 158.
93. Н. А. Чахвашвили, Указ. соч., стр. 49.
94. Е. Дильмухамедов, Указ. соч., стр. 122-124.
95. А. М. Панфилова, История завода Красный Богатырь, Москва, 1958, стр. 17-19.
96. Там же, стр. 17.
97. 沢村康, 前掲書, 122頁.
98. А. А. Нестренко, Указ. соч., стр. 275.
99. Б. Б. Граве, Милитаризация промышленности и российский пролетариат в годы первой войны, Из истории рабочего класса и революционного движения, Москва, 1958, стр. 418.
100. А. А. Нестренко, Указ. соч., стр. 294.
101. Б. Б. Граве, Указ. соч., стр. 418.
102. А. А. Нестренко, Указ. соч., стр. 283.
103. Б. Б. Граве, Указ. соч., стр. 417.
104. Там же, стр. 421.
105. Рабочее движение в Петрограде в 1912-1917, Ленинград, 1958, стр. 592 и 598.
106. Б. Б. Граве, Указ. соч., стр. 424.
107. Там же, стр. 427.
108. Там же, стр. 420-423.
108. Там же, стр. 418.